

第百六十五回国会
衆議院

財務金融委員會會議錄 第十号

平成十八年十一月二十二日(水曜日)

午後一時三分開議

出席委員

委員長 伊藤 達也君

理事 井上 信治君 理事 竹本 直一君

理事 林田 彪君 理事 増原 義剛君

理事 宮下 一郎君 理事 池田 元久君

理事 古本伸一郎君 理事 石井 啓一君

井澤 京子君 伊藤信太郎君

石原 宏高君 猪口 邦子君

江崎洋一郎君 小川 友一君

小野 晋也君 越智 隆雄君

大塚 拓君 大野 功統君

川条 志嘉君 木原 稔君

佐藤ゆかり君 関 芳弘君

土井 真樹君 中根 一幸君

長崎幸太郎君 萩山 教嚴君

原田 憲治君 平口 洋君

広津 素子君 松本 洋平君

小沢 鋭仁君 川内 博史君

近藤 洋介君 鈴木 克昌君

園田 康博君 田村 謙治君

寺田 学君 松本 謙公君

吉田 泉君 谷口 隆義君

佐々木憲昭君 野呂田芳成君

中村喜四郎君

國務大臣
(金融担当)

山本 有二君

内閣府副大臣

渡辺 喜美君

財務大臣政務官

江崎洋一郎君

政府参考人
(内閣法制局第三部長)

外山 秀行君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

堀田 繁君

る法律案(内閣提出第一〇号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣

法制局第三部長外山秀行君、内閣府大臣官房審議

官堀田繁君、警察庁生活安全局長竹花豊君、金融

庁総務企画局長三國谷勝範君、金融庁監督局長佐

藤隆文君、法務省刑事局長小津博司君、財務省大

臣官房審議官古谷一之君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川内博史君。

○川内委員 民主党の川内博史でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

貸金業規制法改正案について質疑をさせていただきます。

私は、本法案の四条、五条、七条、出資法上限金利の利息制限法への引き下げ、さらにはみなし弁済規定の廃止、これらについては、法公布後即刻施行をすべきであるという立場で質問をさせていただきます。

私に言っていることではなく、政府の中で議論をされてきた貸金業に関する懇談会の座長としての中間整理の冒頭の部分に、「貸金業制度等のあり方を議論するに際しては、多重債務者の発生や増大をいかに防止するかという観点が必要であると

の認識を共有した。」と、この懇談会のメンバー全員が発生、増大を防止する観点が必要であるという認識を共有しているというふうに書いてございます。

本法案は発生、増大を果たして防止し得るのかという点、私は、発生、増大を防止し得ない、金利規制あるいはみなし弁済規定が廃止をされるまでは、相変わらず今後も多重債務者が発生するという点を論証していきたいというふうに思います。

それではまず、ことし三月に発表された独立行政法人国民生活センターの「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」、このレポートでございますが、本日は、内閣府の国民生活局が所管をされていらっしゃるということでいらしていただいております。

このレポートの内容は大変素晴らしいというふうに私は思いますが、このレポートの中の冒頭の部分に、多重債務者の置かれた深刻な状況について述べられております。

よく、多重債務が原因で自殺をされた、自殺に追い込まれたという方々の人数についてはマスコミでも報道をされるわけでございますが、自殺をされる方だけではなく、夜逃げをされる方々もたくさんいらっしゃるというところでございます。

この自殺とか夜逃げ、あるいはホームレスといったような状況がこのレポートの中に記されておりますので、多分、山本大臣は読んでいらっしゃると思いますので、国民生活局の方からまず、現在の多重債務者が置かれた現状について御説明をいただきます。

○堀田政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の報告書の該当箇所を少し引用させていただきます。

報告書では、警察庁発表の数値として、失業や

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す

事業の失敗、多額の債務など経済生活問題を理由としたと見られる自殺者は、一九九〇年には千二百七十二人だったものが年々増加し続け、二〇〇三年には八千八百九十七人となったことを紹介しております。また、家出に関してでございますけれども、これも、警察庁のまとめでは、一年間に全国の警察が捜索願を受理した家出人は、一九九五年が八万三千人であったものが、年々増加し、一九九八年には八万九千三百八十八人、二〇〇三年には十萬一千八百五十五人に達していることも紹介しております。

それで、これを原因、動機別に見ますと、一九九八年には、八万九千三百八十八人中一万四千四百十五人が借金問題を含む事業関係であり、二〇〇三年も一四％が事業関係とのことであるということを用いております。

○川内委員 自殺をされる方だけではなく、人数としては大変な数の方々が夜逃げあるいは一家離散、家庭崩壊などの大変苦しい立場に追い込まれていらっしゃるということでございます。

それで、このレポートの中には、そうした多重債務者が置かれた状況について、「極めて深刻である」と、「極めて深刻である。このような状況を解消するための必要な施策を行うことは急務である」、急務であるとして書いてあります。

本改正案は、この多重債務者の置かれた極めて深刻な状況を解消するための必要な施策について、十分な施策を講じている法案なのか。まず、この法案全体に対する御評価を大臣にお述べいただきたいというふうに思います。

○山本國務大臣 政策目的に極めて合致した、よい法案であるというように考えております。

○川内委員 政策目的とは何ですか。

○山本國務大臣 多重債務者を将来発生させないということとともに、健全な貸金業のマーケットを回復するという意味です。

○川内委員 多重債務者を将来発生させないというふうに大臣は正直におっしゃられました。現在多重債務に陥っている方々、あるいは今後この法

が本格施行されるであろう三年の間に発生する多重債務者に関しては、この法は発生の防止にはつながらないということをお答えになられたものと思いますが、いいですか。

○山本國務大臣 当然、現在も含まれ、この法案成立後直ちにこれは機能していくというように考えております。

○川内委員 現在多重債務に陥っている方々、あるいは今後三年間発生するであろう多重債務に陥る人々をどのようにして手当てしていくのか、救済していくのかという部分について、この法律のどこにそれが書かれているのか、教えてください。

○山本國務大臣 今回の改正では、既に多重債務に陥った借り手の状況をさらに悪化させないよう、返済能力を超えた貸し付けを禁じる総量規制を導入しております。

また、既存の多重債務者への対策としては、カウンセリング体制の充実が重要と考えておりまして、改正法におきましては、関係省庁相互間の連携強化によりまして、カウンセリング体制の整備等の施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めることとしております。

いずれにいたしましても、既存の多重債務者も含めた多重債務問題に対する施策につきましては、今後、内閣官房に設置される予定の多重債務者対策本部におきまして、関係省庁と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○川内委員 多重債務者がさらなる債務に苦しむことのないように総量規制を導入したということをおっしゃられました。多重債務の発生の増大を防止するという観点から、それだけで十分なのかということを議論させていただきたいと思っております。

それでは、この国民生活センターが出されているレポートの中で、構造的に生み出される多重債務者の最大の原因は何であると書いてあるか教えてください。

○堀田政府参考人 この報告書によりまして、高

金利であるというふうな指摘をしております。

○川内委員 ただいま内閣府から御報告がございましたけれども、このレポートによれば多重債務の最大の原因は高金利であると書いてある。しかし、先ほど大臣が御答弁になられた、本法律案で、今現在多重債務に陥っていらっしゃる方々に手当てをされているこの法律の中の部分は、とりあえずは総量規制であるというふうに御答弁された。

私は、今のこの議論だけでも、この法案は甚だ不十分である、恐らくきょう本委員会に提出をされるであろう民主党案、即刻出資法の上限金利を利息制限法の上限金利に引き下げるべきであるという修正案こそが、政府が主張する多重債務の発生並びに増大を防止するという、それこそ法律の趣旨に合致する法案であるというふうに申し上げさせていただきます。

さらに議論を進めていきたいというふうに思いますけれども、ちよつと確認をさせていただいたんですが、このレポートの十四ページには「利息制限法は、経済的弱者である借主を暴利による人権侵害から守るための強行法規であり、その制限金利を超える利息の約定は絶対的に無効である。それにもかかわらず、サラ金などは、これをはるかに超える二五・二九・二％の「違法な金利」での営業を続けている。」と書いてあります。「違法な金利」と。

また、十五ページには「借主のほとんどは、サラ金等の約定金利が利息制限法に違反するものであることを知らず、支払う義務があるものと思つて違法な金利を払い続けている」とも書いています。

内閣府国民生活局としては、利息制限法の上限金利を超えるいわゆるグレーゾーン金利は利息制限法違反である、あるいはグレーゾーン金利は違法な金利であるという認識でよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○堀田政府参考人 利息制限法という民事ルール

を超えた金利であると認識しております。

○川内委員 今、違法じゃないんだよ、無効なんだよ、こうおっしゃられたんですが、私はわかつて聞いているんです。法律上は金利としては無効である、しかし、その無効な金利を顧客から徴取することは利息制限法に違法な取引に当たりますね、取引としては違法な取引ですね。金利としては無効、取引としては違法なのではないか。レポートの意味はそういうことですねということを確認したかったんですけれども、いかがでしょうか。もう一度。

○堀田政府参考人 この報告書を書かれた方の趣旨はちよつと理解しかねるんですが、内閣府としては、先ほど申しましたとおり、民事ルールであります利息制限法を超えた金利であるというふうに考えております。

○川内委員 なかなか、私の思ったようには答弁してくれないと思つているので、いいんですけれども。

それでは、今回のこの一連の経緯について、最初は出資法の上限金利を利息制限法の水準に引き下げる、みなし弁済規定は廃止するということが割とすんなりと座長の中間整理では決まっていたのではないかなというふうに私は思うんですが、それが与党あるいは業界の皆様方の御意見によって、最終的な形は大幅違うものになってしまったような気がいたします。

その中に、アメリカ政府からの要望もあったのではないかなということが言われておりますが、その米国からの年次改革要望書についても、この国民生活センターのレポートの中に出ております。この年次改革要望書で貸金業規制の問題がどのようにに米国政府から要望をされたのかということについて教えていただきたいと思います。

○堀田政府参考人 報告書の該当箇所を読ませていただきます。米国政府要望書、

そこで指摘されている「債権の法的有効性の明快な根拠を提供するノンバンク消費者金融や商業金融の法的枠組みを改正する」は、現在の利

て、その時点で検討し、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこととしているものでございまして、改正法の規定を円滑に実施するためのそういった見直し規定でございます。

○川内委員 私は、法律の説明をしてくださいと申し上げたのではなくて、そういう珍妙な法律を出された御担当の責任者としてどういうお気持ちかということをお尋ねしたんですけれども。

では、今法律の説明をしていただいたわけですが、次の聞き方に変えます。

一九八二年、昭和五十七年に貸金業規制法が議員立法で成立をいたしました。当時の大蔵省銀行局長宮本保孝さんが国会でこう答弁していらつしやいます。「実は今日の議員立法の中にございす四十三条というふうな内容についても、一つの案であるというふうなことであったわけでございますけれども、政府の中でもいろいろ議論はしていたと、「あつたわけでございますけれども、やはり行政府といたしましては、司法府が確立いたしました判例があるという現実を踏まえまして、政府提案ということとはちよつとまあ無理だ、あるいは断念したということでございます。国権の最高機関であります立法府の政治的な判断にまづというふうなことになるわけでございます。」というふうな御答弁をしていらつしやいます。

貸金業規制法は政府提出にはできない、議員立法でやつてもらわなきゃできないんですということとを、これは国会の答弁ですからね、国会の答弁でおつしやうっていらつしやる。当時と今の政府とその見解が変わつたということですか。内閣提出にできるといふ見解に変わったということですか。

○三國谷政府参考人 貸金業規制法の制定時におきます御指摘の政府の答弁でございますが、これは、利息制限法を超える利息は任意に支払った場合でも不当利得返還請求の対象になるという当時の最高裁の判決を踏まえまして、いわゆるみなし弁済の規定の導入の可否につきましては、立法府

の政治的な判断にまづことが必要だったという事情を述べたものであると承知しております。

今回の改正におきましても、ここに至るまで、政府としては、与党が七月に取りまとめました貸金業制度等の改革に関する基本的考え方、あるいは九月の貸金業法の抜本的改正、そういったものを踏まえまして、法案作成作業を行ったものでございす。

なお、今回提出しております法案につきまして、基本はみなし弁済制度を廃止する、ただし、その実施時期につきましては、現在貸金業者を利用している方々が急に返済を迫られ、かえつて生活に悪影響が出るような事態を招かないようにする、そういった経過措置ということでございます。

○川内委員 いいですか、四十三条は内閣提出はできないということを政府見解として当時お述べになつていらつしやる。みなし弁済規定は政府の提出としてはできないということを政府見解として述べている。だから、今回の法律が、四十三条を公布後即施行をする、単純に廃止をするという法案であれば、内閣提出法案として認められます。しかし、本法律案は、四十三条を少なくとも三年間は残すと。少なくとも三年間は残す、存置するといふ法案ですよ。内閣の見解と矛盾しているじゃないですか。四十三条は内閣提出にはならないと言っているんですよ。もう一度答弁していただけますか。残すと言っているんですからね。これは、残す法案を出しているんですからね、政府は。

○三國谷政府参考人 当時の政府委員の答弁でございますけれども、これは、「行政府といたしましては、司法府が確立いたしました判例があるという現実を踏まえまして、政府提案ということとはちよつとまあ無理だ、あるいは断念したということとでございます。国権の最高機関であります立法府の政治的な判断にまづというふうなことになるわけでございます。」というぐあいには答えていると承知しております。

私も、この問題につきましては、今回の改正におきまして、政府としては、与党の取りまとめました基本的考え方あるいは貸金業法の抜本的改正、こういったものを踏まえまして、現在お出ししている法案の作成作業を行ったものでございす。

今回の法案の基本は、このみなし弁済制度を廃止するということでございます。その廃止に当たりましては、上限金利の引き下げを法施行後二年半以内、公布からおおむね三年としておりますが、これは現在貸金業者を利用している方々が急に返済を迫られ、かえつて生活に悪影響が出るような事態を招かないようにするというところでございまして、この点につきましては、与党とも十分いろいろな御議論を経た上で、このような形で出している、今こうやって御審議をいただいているものでございす。

○川内委員 今私が指摘しているのは、政府の見解としては四十三条は内閣提出にはならない、議員立法でやつていただくしかないんだということ、当時も、そしてついで、この法案の直前まではそうだったわけですね。全部、改正も含めて議員立法ですから。今回、四十三条、即刻廃止ではなくて三年間存置する、政府の提出として、三年間はみなし弁済規定を認めるといふことを提出されるのは、政府見解として反するのではないですかということをおし上げています。

さらに、今、理由として、急に返済を迫られ困らないようにする、債務者が急に返済を迫られ困らないようにするといふふうな理由をお述べになられたが、それはどこに書いてありますか。みなし弁済規定を廃止すると急に返済を迫られ債務者が困つてしまふということは、政府のさまざまな資料のどこに書いてありますか。

○三國谷政府参考人 このことにつきましては、今回の貸金業法の見直しに当たりまして、これまでも与党内あるいは貸金業懇談会等でもさまざまな議論があつたところでございす。今回の改正というのは、一つは上限金利を引き

下げるのみならず、二つ目に総量規制の枠組みを導入し、三つ目に貸金業者の参入規制、行為規制を強化するなど、抜本的かつ総合的な対策を講じるものでございす。この改正は、全体として返済能力を超えた貸し付けを抑制するものであり、借り手の保護に役立つものと考えているところでございす。

こういったものを法文化するに当たりましては、このようなさまざまな議論を経ました上で、それに伴いますいろいろな影響なども勘案いたしまして三年間の経過措置ということになつてゐるわけでございます。ただし、その間も、できるもの、例えば罰則の問題でございますとか、貸金業協会でございますとか、試験制度でございますとか、そういったものも逐次実施しながら、基本的に、このみなし弁済制度を廃止するという方向で法案を提出させていただいているものでございす。

○川内委員 局長さん、法案の御説明は十分承りたいと思いますが、私がお聞きをしていることに誠実にお答えをいただければありがたいというふうに思ひます。

私が今お聞きしたのは、急に返済を迫られ困らないようにするために、四十三条、みなし弁済規定の施行を三年間存置するのであるという趣旨の御答弁をされたので、四十三条を廃止すると債務者が急に返済を迫られ困つてしまふんだという理由が、政府の提出されている資料のどこに書いてありますか、どこにあるんですかということをお聞いているんですけれども。

○三國谷政府参考人 法案にその期間の、その旨についての条文化したようなものはないとございせんのですが、やはりこの問題を議論するに当たりましては、さまざまな立場からのさまざまな御意見があつたところでございす。

なお、懇談会における座長としての中間整理、こういった中におきましては、例えば「この場合においても、現実の需要と供給を考慮することが必要であり、また、云々」というようなくだりもある

わけでございます。この点につきましては、今回の改革が極めて抜本的な改革であり、その意味で多重債務者対策に大きく資するとともに、また別な面でも影響がある、こういったことの中から、この経過措置につきましてこの期間には必要だということ御提案しているものでございます。

○川内委員 いや、私は厳密に議論をしたいので申し上げているんですけれども、この委員会の場は言いわけ合戦の場ではないわけですね。政府の見解として、四十三条を直ちに廃止すれば債務者が急に返済を迫られ困ってしまうから、即刻廃止はしないんだという趣旨の御答弁をされたので、その急に返済を迫られるんだ、困ってしまうんだということはどこに書いてありますかということをお聞きしたんですが、法案には書いていないですよ。

では、座長としての中間整理の「需要と供給」というくだりがそうなのかというと、でも、その「需要と供給を」なんというのは、別に返済を迫られて困ってしまうということまでそこから、その文、言葉で読み取れなんというのはとてもとても無理があるわけ。

今局長がおっしゃられた消費者金融会社の意見として、四十三条をすぐ廃止されたら債務者に急に返済を迫るんだというふうに、業界の意見としてそういう意見もありましたというのであれば、私は、ああ、そういう業界の意見を入れたのですねということと理解しますよ。大臣、そういうことじゃないですかね、議論というのは。ごまかすことが議論じゃないでしょう。大臣、どうですか。

○山本国務大臣 局長は極めて誠実に答弁しているとは私は思っております……(川内委員「態度は極めて誠実ですよ。答弁の内容は不誠実です」と呼ぶ)ですけれども、経験則なり、局長さんが今まで膨大な資料を研究した成果をここで披露されているのだろと思ひまして、書いた、書かないという以上に、大変貴重な御意見をいただいております。というぐあいに思っております。

○川内委員 それでは、政府見解として確認します。

四十三条を即刻施行すれば、債務者は急に返済を迫られ困ってしまうということですね。確認してください。

○三國谷政府参考人 繰り返しになる部分があるかもしれませんが、今回の改正は多大な抜本的な改正でございます。金利のみならず、量的規制あるいは参入規制等でございます。今回、この金利の引き下げ、みなし返済の規定等の施行になりますと、これは可能性でございますけれども、現在の借り手にさまざまな影響を与える可能性がございます。また、一つの懸念をいたしましたは、そういった方の返済が迫られるのではないか、あるいは生活に悪影響が出るような事態が考えられるのではないかと。したがって、そのような事態を招かないようにするための時間も必要と考えているところでございます。こうした趣旨から、みなし返済規定の廃止や上限金利引き下げまで、公布からおおむね三年の準備期間を設けることとしていくところでございます。

○川内委員 局長、済みません、ちょっと今聞き漏らしたところがあるので、もう一回今のことを御答弁いただけますか。

○三國谷政府参考人 一言一句繰り返すかどうかは……(川内委員「繰り返していいんです」と呼ぶ)要すれば、今回の引き下げは、基本的、多大な抜本的な改正でございます。金利のみならず、量的規制、それから参入規制等も行っているわけでございます。このような改正につきましては、全体として利用者の保護に役立つものと考えます一方で、また別な意味で借り手にも大きな影響を与える可能性がございます。現在、貸金業者を利用している方々が、例えば急に返済を迫られるのではないかと、かえって生活に悪影響が出るような事態があるのではないかと。したがって、そういった事態を招かないようにするための期間が必要と考えております。そのための準備期間ということでは、御説明した次第でございます。

○川内委員 先ほどの国民生活センターのレポートでは、多重債務の最大の原因は高金利であるというふうに出ております。ところが、今後三年間高金利を続けることが、あるいは、その高金利での返済を認めることが、あたかも債務者の利益であるかのように今局長は御答弁をされた。金利を急に下げたり、あるいはみなし返済規定を廃止することが借り手に不利益をもたらすのではないかと、そのような理由で経過措置期間を設けているのであるということをおっしゃられた。

私は、これは、多重債務の最大の原因にどう対処するのかわからないことに関して、政府は全く認識が違っているのではないかというふうに思います。では、この質問も全く同じ答えですか。そもそも、なぜ即座に出資法の上限金利を利息制限法の上限金利まで引き下げないのか。即刻引き下げるべきだというふうに思いますが、その理由を教えてください。

○三國谷政府参考人 基本的に同じ御質問ということになるかと思いますが、したがって、これもお答えは同じということになるのかも知れませんが、今回の改正は、本当に、金利のみならず量的規制、さらには行為規制等、さまざまな対策を講じます抜本的かつ総合的な対策の法案でございます。

この効果につきましては、物事それぞれ両面があるわけですが、私ども、全体として、返済能力を超えた貸し付けを抑制するものであり、借り手の保護に役立つものということで御提案申し上げている次第でございます。

しかしながら、一方におきまして、この結果としていたしまして、貸付基準が厳しくなるなどの、借り手へのそういった意味での影響も否定できないところでございまして、したがって、これだけの抜本対策を講じる際には、先ほど申し上げました理由で、それなりの準備期間も必要だということ御提案を申し上げているものでございまして。

○川内委員 多重債務の最大の原因は高金利であ

るということを金融庁も認めますか。

○三國谷政府参考人 金利が多大な大きな要素であると思ひます。また同時に、これは、これまで、貸付量の問題あるいは期間の問題であらうかと思ひます。やはり、借り手が利子を支払うということとは、その量、それに掛ける金利、それに掛ける期間、その総和が金利にはね返ってくるわけでございます。今回の対策は、その一つ一つに対策を講じようというものでございます。

○川内委員 政府として、今自信を持ってお答えになられたと思ひます。であれば、なおさらのこと私は不思議に思うのは、なぜ見直し規定をつけるのかということでありまして。施行前に見直しと。憲政史上初の見直しです。

では、その見直し規定について質問いたしますが、法案には、「政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」というふうでございます。

この次の条文には、第五条及び第七条についても全く同趣旨の条文があるわけでございますけれども、これらの「改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策」とは一体何なのか、何を想定しているのか、具体的にわかりやすく御答弁をいただきたいというふうに思ひます。

○三國谷政府参考人 この「講ずべき施策」につきましては、一つには、この法律の影響を受けましてどのような実態になっていくのかという、その一つは、実態というものを勘案する必要があると思ひます。その上で、その検討をいたしまして、その検討の結果ということで導かれるものでございまして、現段階で特定の施策や方向性を念頭に置いているものではございません。

○川内委員 委員長、おかしいと思ひませんか。(発言する者あり)いやいや、法律で所要の見直し

を行うと、ただ漠然と書いてあるなら今の答弁でいいですけども、具体的に、「改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え」と、有無についてと、ありなしということまで書いてあるわけですよ。だから、より具体的に、この言葉が何を意味するのかということについては、国民の皆さんに説明する義務が政府にあると思うんですよ。

これを、いや、今のところはちょっとそれはわかりませんわ、はっきり言えば、そのときになつてみなきゃわかりませんよ、そんなものと言われちゃつては、国民の皆さんも、では金利を引き下げないこともあるのか、あるいは四十三条を廃止しないこともあるのか、そういう疑心暗鬼になつてなるわけですよ。

この講ずべき施策とは何なのか。法律は一つ一つ意味があるんじゃないんですか。私は素人だからよくわかりませんが、この言葉の意味は何なのかということ役所の中では一生懸命議論するんですよ。もうちょっとわかりやすく、委員長、国民の皆さんにわかりやすく説明してください。あるいは委員長として言ってください。今の説明は不誠実ですよ。態度は誠実だが、答弁は極めて不誠実ですよ。

○三國谷政府参考人 この法律は、「第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために」ということでございます。円滑に実施するためでございます。一方、この法案というのは、これまでの制度を抜本的に改正する極めてインパクトの大きい法案であるとも考えております。

したがって、私どもは、この施行までに、先ほど申し上げたように、これに基づきます影響、あるいはこれを見越した動き、そういったことに基づきましては、実態に基づきましてはよくそれをウォッチした上で、それこそその段階で、講ずべき施策の必要性の有無について検討を加えるということであると考えております。(発言する者あり)

○川内委員 本日に明快だと思えますか。僕は

さっぱりわからないです。

では、わざわざ「第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために」と書き、次の条文では、「第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策」と、第五条、第七条と、第四条を書き分けた、それで全く同じような言葉で書いている、これはなぜなんですか。講ずべき施策が違うからでしょう。

○三國谷政府参考人 法案の中身になりますけれども、第四条につきましては、これは貸金業の規制法につきましては一部改正でございます。ここにおきましては、貸金業業務取扱主任者の配置等、財産的基礎要件の引き上げ、行為規制の強化等、過剰貸し付けに係る規制の強化、みなし弁済制度の廃止、そういったものが第四条でございます。したがって、そういったものにつきまして、その一項で見直しの対象になるということでございます。

一方、第五条と第七条は利息制限法と出資法の改正でございます。したがって、こちらの方では、それぞれのその改正につきまして、この出資法及び利息制限法が円滑に実施されますように、それぞれ相絡むところもあるかもしれません。そういった観点で必要な見直しを行っていくというものであると考えております。

○川内委員 今、だんだんわかつてきました。第四条の規定が幾つかあるわけですね。その第四条の規定の中でそれを施行するかどうかというのを検討して、必要性の有無について検討するということとですよ。

○三國谷政府参考人 これを円滑に実施するために必要な施策の有無について検討するということでございます。

○川内委員 そうすると、第五条いわゆる利息制限法並びに第七条の出資法の部分についても、円滑に実施するためにその施策の必要性について検討を加えるということ、まず、いいですね。確認してください。

○三國谷政府参考人 第五条、第七条でございます。

すので、この法律自身は法務省さんが所管している問題ではございますが、基本的に、第五条と第七条の改正を円滑に実施するために必要な施策について検討するということでございます。

○川内委員 法務省に確認しますけれども、第五条、第七条の講ずべき施策の中身は、それぞれ、第五条、第七条の条文の中に示されている施策であるということでしょうか。

○小津政府参考人 講ずべき施策の中身、その見直し規定の趣旨につきましては、先ほど全体につきまして金融庁さんの方から御答弁があったことと同様に理解しております。

○川内委員 そうすると、山本大臣、この見直し規定というのは、金融庁案、金融庁さんが撤回された特例高金利、金利区分の見直しあるいは利息制限法の上限金利の実質引き上げなどにつながるさまざまな見直しを全く否定していない、もしかしらば、やはり金利下げるのやめたということにもなるかもしれない、要するに、この見直し規定は、四十三条のみなし弁済規定についても金利規制についても何らの約束を法律上していないというところを、政府として確認してください。政府の方針としてはそちらの方向には向かうけれども、あくまでも法律上は、四十三条のみなし弁済規定を廃止するとも、あるいは出資法の上限金利を利息制限法に引き下げるといふことを法律として約束しているものではないということを確認していただきたいと思ひます。

○山本國務大臣 今回の改正案では、施行後二年六月以内に所要の見直しを行う旨の規定をしております。何度も答弁、やりとりがありましたように、施行後の資金需給の状況その他の経済金融情勢や貸金業者の業務実態などを勘案して、貸金業制度のあり方、出資法及び利息制限法に基づく金利規制のあり方について所要の見直しを行う趣旨で設けたものでありまして、具体的な施策については、現時点で特定のテーマや方向性を念頭に置いてはいるわけではないということです。

○川内委員 ちょっと局長にお尋ねいたします。

この貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案においては、みなし弁済規定を廃止する、さらには出資法の上限金利を利息制限法にまで引き下げをする、二〇〇にするといいことは書いてはある、しかし、附則六十七条によつて見直し規定を置くことによつて、今申し上げた書いてあるものは見直しにかかるわけですから、法律上約束されていないという理解でよろしいですか。間違つていたら、ちゃんと私がわかるように説明してください。私がわかるように。

○三國谷政府参考人 まず、法律の本則におきましては、みなし弁済規定は施行後二年半以内になくするということで、これは明快に書いているわけでございます。それを円滑に実施するに当たりまして、そのための必要な円滑に講ずべき施策について検討を加えるということでございます。基本的には、多重債務問題を解決するために上限金利を引き下げるといふ今回の改正の趣旨に逆行するような見直しは想定しにくいと考えております。

○川内委員 想定しにくいと考えておりますとおっしゃられたんですね。そんなことはありませんとは言っていないですよ、考えておりますとおっしゃられて。

だから、私は法律の議論をしているので、政府の方針はわかりましたよ。廃止する方向である、政府としてもそう思っているということは否定していないじゃないですか。そう思っていないならうとか言っていないじゃないですか。それはわかりましたと申し上げている。

その上で、法律上は、講ずべき施策の中身は第四条に幾つか規定してあつて、どの施策を実行するか、円滑に実施するためにその施策の必要性の有無を判断しますということをおっしゃられたわけですね。四条の中にみなし弁済規定がある、このみなし弁済規定を実行するかどうか、その時点で社会経済情勢を見て判断しますというふうな附則に書いてあるわけですから、みなし弁済規定を必ず廃止するということは、法律上はそうなつてい

ませんよねということを私は確認しているだけなんですから、違うなら違う、そうならそう、政府として考えておりますというんじゃないかと、私が言っていることが違うなら、違うと言えればいいんですよ。

○三國谷政府参考人 やや言葉がちよつとラフになるかもしれませんが、法律でございましてので、今回の法律に書いてある、これが法的な効果を持つものでございまして。見直し規定と申しますのは、見直しというところについての今の考え方を述べておりますが、これ自体が直ちに具体的な法的効果を持つものではございません。

したがって、現在の法律に書いてありますとおり、みなし弁済規定は廃止する、あるいは量的規制も導入する、これが現在の法律の骨格でございまして、これを円滑に実施するために、さらに、その後の実態を踏まえて、必要な目配りと申します。世の中の実態については私どももいたしまして、一生懸命注視しながら、この制度が円滑に移行できるように最大限の措置をとる、そういう趣旨でございまして。(発言する者あり)

○川内委員 いや、皆さん、わかりやすいとかおっしゃっている。私はちよつと、まだわかっていないんですが。

私が聞いているのは、要するに、四十三条や、あるいは出資法の上限金利を利息制限法に下げたために、例えば、またみなし弁済規定を延ばすとか、あるいは利息制限法の上限金利をちよつと引き上げて真ん中をとるか、そういうようなことが起こるのではないかと、それは多重債務者の皆さんあるいは国民の皆さんも心配だろうから、確認しているんです。

法公布後三年を目途にして施行される四十三条の廃止並びに金利規制の見直しについては、その時点で必ず本則どおりに実行されるということ、大臣、よろしいですか。

○山本國務大臣 三國谷総企局長が言ったとおりです。

○川内委員 いや、大臣、だから言ったじゃない

ですか。私は、局長が言っていることがよくわからないから、もう一回ここで大臣に確認したんです。

四十三条はおおむね三年後には必ず廃止される、出資法の上限金利も利息制限法の水準に下げられる、その時点で必ず本則は施行されるということ、よろしいですね。

○山本國務大臣 見直しがなければそのとおりです。

○川内委員 やはり、だから見直しがあるということなんだというところが、今、国民の皆さんにこれで、ああ、なるほど、そういうことだったんですかというふうにおわかりいただけたのではないかなと思うわけでございまして。

なぜ私がここまで、多分、与党の先生方には、頭の悪いやつだと思われるくらいじゃないかと思うんですが、そのとおりなんですけれども。

実は、私が不思議に思ったのは、この貸金業規制法の目的のところが微妙に変わったんです。今回、どう変わったかというところ、読み上げると、今までは「貸金業を営む者の業務の適正な運営を確保し」、「ここに点がつけられているんです。「運営を確保し」、もつて資金需要者の利益の保護を図る」というふうに書いてあります。要するに、貸金業規制法の主な目的は資金需要者の利益の保護であつた。そのために、資金需要者の利益の保護を図るために、貸金業者をきちんとさせるというところが法の目的に書いてあります。

ところが、今回の改正でこれがどう変わったかというところ、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者の利益の保護を図るとともに」と、「貸金業を営む者の業務の適正な運営」が法の目的そのものに昇格しているんですよ。及びでつないだわけですね、今回、点を抜いて及びというふうに思うんですけれども、この辺、なぜこういう書きぶりになったのかということ、局長の方からちよつと御説明いただきたいというふうに思います。

○三國谷政府参考人 今回の法案につきましては、これまでの行為規制法を抜本的に見直しまして、さまざまな行為規制でございまして、あるいは貸金業協会、あるいは指定信用情報機関、そういういったものの整備をしているものでございまして。

なお、この法律におきまして「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保」というのがございまして、これは同時に、行為規制等利用者の保護のために適正な業務を運営するということも含まれておりまして、全体としてこの法律が新しい時代にあふさわしい法律となることを、私もそう思うぐあいに考えまして、提案している次第でございまして。

○川内委員 局長の御答弁はどうもわかりにくいんですよ。今の御答弁だったら前の書きぶりで十分なんです。業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者の利益の保護を図る、資金需要者の利益の保護を図るというところで十分なんです。その書きぶりが、目的として、貸金業の業務の適正な運営の確保及び、及びというふうにつないで目的そのものにされたのはなぜなんですかというのを聞いています。この違いは何なんだ、違いは何なんですか。違わないんだつたら前の書きぶりでいいわけですから。違えたのは何なのか、それで何が違うのかということをはつきりと御答弁いただきたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 今回の法改正は、これまでの行為規制法から貸金業法といたしまして、これまで以上に利用者保護の徹底に配慮をいたしますとともに、今回の改正におきましては、多重債務問題の解決に加えまして、貸金業者が、健全な競争の促進によりまして、リスクに応じた金利を設定し、市場メカニズムが十分に機能する、そういった消費者金融市場の担い手に、これはまたコンプライアンス、そういったものにつきましても十分配慮しながら、そういった担い手になる、そういうことも今回の改正の中では随所に織り込まれているわけでございまして。

こういった形によりまして、広く利用者保護、そしてまた利用者保護を含みます貸金業者の業務の適正な運営の確保ということで、こういった形で目的規定を変更させていただいているところでございまして。

○川内委員 そうすると、今回の改正は貸金業界のためでもある、わかりやすく言うところいうこととよろしいですね。

○三國谷政府参考人 利用者保護を含みます市場全体の適正化ということでございまして。

○川内委員 だから、私は、大臣、この法律案が多重債務の最大の原因である高金利について即座に施行しないということ、これは貸金業界にも一定の配慮をしたからであると言え、理由としては、説明としては、合理的な理屈になるというふうに思ふんです。なるほど、ああ、そういうことだったんです。しかし、先ほどから議論を繰り返しているところ、施行をおくらせることがあつたか消費者の保護に資するんだ、こういうようなことを無理やりおっしゃるわけですね。それで、あげくの果てには見直し規定がついていて、それさえも実はどうなるかわからないと大臣はおっしゃられたわけですか。

私は、国民の皆さんに対して、そしてまたこれほど多重債務が大きな社会問題となつているときに、政府提出の法案として、前代未聞の政府提出法案として説明をされるのであれば、より国民にわかりやすい丁寧な説明が必要なのではないでしょうかというふうなふうに思うわけでございまして、そういう意味で、貸金業界の適正な運営を確保するんだということが目的の規定の中に、及びでつながれて目的に昇格したわけですから、政府としては、貸金業界にも目配りした法案でございまして、ということをはつきりとここでおっしゃるべきであるというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○山本國務大臣 あえて目的に昇格したのは、参入規制や行為規制というかなり強い規制を貸金業者に課す、さらには自主規制というツールをもつて円滑なマーケットを回復する、適正化、健全化

へのかなり強硬な考え方をしているがゆえに、業者についての業務の適正な運営の確保というものを目的規定に述べていったというように私の方は思っていますけれどもね。

○川内委員 きょうは、実質的な審議の第一日目、私にとっては第一日目でございますので、入り口の部分の議論をさせていただきます。

私どもは、四十三条のみなし并済規定にしても、あるいは出資法の上限金利を引き下げるということにいたしましたも、即刻施行をするべきである、それが多重債務の発生増大を防止するため必要な施策であるということで、また大臣や、きょうは渡辺副大臣にもお運びいただいておりますけれども、この次はまた議論をさせていただきますたいというふうに思いますが、その私どもとの考え方の違いを埋めて、修正を法案としてできるように、本委員会の委員の先生方の認識をいただいていきたいというふうに思っております。

きょうは入り口の部分で議論をさせていただきます、何か途中ちよつとしつこいところもあつて、嫌な思いもされたかもしれませんが、御容赦をいただきたいというふうに思います。

また次回に譲らせていただきます。どうもありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 鈴木克昌でございます。

今、同僚であります川内委員、かなりこの見直しの部分をお聞きになつておつたんですが、私も実は全く同じ思いをいたしております、過日の参考人質疑のときに石井会長がこの見直しのことをおつしやつていました。どういう立場だか、その数字はおつしやらなかつたんですが、近々のうちにこれは見直してもらわなきゃ困るんだと、我々と全く違う逆の立場ではあつたろうと思ひますけれども、そういう発言をされたことが非常に私は気になつておまして、今、川内委員のおつしやつたことについては、本当に大事な指摘だということに思つて聞いておりました。

時に、何か私が質問をするときにいろいろ起き

るんですが、前回は私が審議をとめてしまふというか、発言をさせていた。今ちよつと見直すとか、定数が割れておるといふふうに思ふんですが、いかがでしょうか。ちよつと委員長、お願いをしたいと思ひますが。

○伊藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○伊藤委員長 速記を起こしてください。

鈴木君。

○鈴木(克)委員 政府の方が御提出されたいわゆる大事な法案だといふふうに思ひましたので、余り定数が割れた状況ではうまくない、こんなことで申し上げたところでございます。

冒頭、私、もう各委員の皆さん方、十分御案内だと思ひますが、須田慎一郎さんのお書きになつた「下流喰い 消費者金融の実態」という本をちよつと抜粋で御紹介をさせていただきますたいと思ひますが、まさにショックなルポでございます。

女性議員もおみえの中、大変恐縮であります、「おんな市」、レディースローンの債務が払えなくなつた女性たちを風俗店のオーナーたちが競り落としていく。入札した業者が借金総額と買い取る仕組みだといふ。

女性も男性もどうして多重債務のローン地獄に落ちてしまふのか。例えば、不意の出費で二百万円を消費者金融から借り、毎月の返済額を四万五千円にしたとする。利率が年一八%なら約六年で完済し終わるが、年二七%だと利息を払つたことにしかならない。借金は永遠に残り、九%の差が天国と地獄を分ける。これを須田さんはグレイゾーン金利の悪魔のトリックと表現する。

消費者金融の世界には資金需要者、健全な借り手という言葉がある。それがどういふイメージか。ずつとつかめなかつたが、他社からの借金の返済も含めた資金需要も言っているのだと気がついた。Aという消費者金融から借りてB社に返し、B社から借りてC社に返していても、返し続けている限り業者にとっては健全な借り手なのだ。つ

まり、多重債務者も健全な借り手ということになる。こういう状態は間違いなく破綻し、生活崩壊に至る。正常債務が一気に不良債権化する。しかし、借り手が自殺に追い込まれて死ねば返つてくる。業者はどう転んでも損はしない。相手を悲惨な方向に追いやることによつて収益が上がる。悪魔のビジネスモデルと呼ぶゆえんだが、自殺による消費者金融会社への保険金支払いは法律で禁止されることになつた。

消費者金融業界にとつて理想の顧客は、低収入の中年サラリーマンから低収入の若年男性にシフトしているといふ。それが長いおつき合ひが望める顧客といふことになる。逆に、年収一千万円の人々が借りて来ても貸さないのが業界の常識らしい。生活困窮者の多い地域では自動貸付機は多いでしょう。白金、高輪では見たことがない。無人の自動貸付機は小泉改革の影の部分に偏在している。

ちよつと長くなりましたけれども、「下流喰い」の、須田さんの本を紹介した一文をここに読ませていただきました。

私は、過日の参考人質疑で、この貸し金として自殺の問題を指摘させていただきました。参考人質疑をさせていただきます。そのときに石井参考人は、いわゆる自殺率については、消費者金融利用者の自殺率といふのは決して高くない、こういうことをおつしやつたわけでありまして、先ほど、理事会で協議をいただいて、私が資料要求した、今その回答が来たわけでありまして、明らかに私の指摘が正しかつた、石井参考人の答弁に錯誤があつた、こういうことでございまして、この点については皆さん方も御理解をいただけたのではないかなといふふうに思ひます。

くだいようであります、やはり私は、この部分からきょうはちよつと入らせていた。きょう、このように思つております。

われておる。特に、消費者金融を利用した者のうち、経済・生活苦を理由に自殺する方が多いのではないかと言われておる。このことは先ほど申し上げたとおりであります。

消費者信用団体生命保険の保険金受取件数のうち自殺を原因とする受取件数は、平成十七年度で九・四%となつておる。これは金融庁から出された資料のとおりであります。厚生労働省の平成十六年度人口動態調査による自殺率と比較してみると、二十歳以上六十九歳以下の自殺率は九・〇四%で、消費者信用団体生命保険の自殺を原因とする受取件数比率九・四%とはほぼ同水準である。しかし、年齢対象を拡大し、二十歳以上七十九歳以下の死亡率を見ると五・一一%、二十歳以上八十九歳以下では三・四二%まで低下する。

このように、年齢対象を拡大してみると、消費者金融を利用した者のうち経済・生活苦を理由とした自殺率は、一般の自殺率よりも高いことは明白である。なぜ六十九歳以下の年齢と比較するのか。消費者金融を利用する者は六十九歳以下に限定されているわけではない、もつと年齢の幅を広げて比較すべきではないか、このように私は申し上げたいわけでありまして、まず第一点、この点について、まず金融庁の御所見をいただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 先般、私どもの方で調査をさせていただきますとして、公表させていただきましたデータでございます。保険受取件数に占める全体の自殺の割合は九・四%、あるいは、死亡原因が判明している中での比率は、もう少し高うございまして、一九・八%ということでお示しをいたしました。

この資料を公表させていただきましたときに、あくまでも参考でございますけれども、人口動態統計における自殺率の割合もお示した、この際、二十から四十九歳、二十から五十九歳、二十から六十九歳という三つのデータをあくまでも参考として記載をさせていただきますということでございます。

この点についてでございますけれども、データの制約で、七十歳以上という区切りでの比率というのは私どもの方は貸し金のサイドについてはないですけれども、六十歳以上の方の割合というのが、消費者金融利用者の中で占める割合は約一割程度にとどまっております。利用者の大宗が六十歳未満ということでございまして、その点を考慮したということでございます。

データの制約で、七十歳以上という区切りでの比率はないわけでございますけれども、これから推測すれば、七十歳以上の方の比率というのはさらに低いのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、自殺の中で、この多重債務問題、消費者金融問題が原因になっているというところは、それ自体、件数は少なくても痛ましいことではございますので、多重債務等を抱え不幸にも自殺される方が、一日も早く、一人でも少なくするように対応していくことが必要だろうというふうに思います。今回の制度改正におきましても、この多重債務者問題解決のため、抜本的かつ総合的な対策を講じているということであらうかと思えます。

〔委員長退席、増原委員長代理着席〕

○鈴木(克)委員 もう一、二点、この自殺関連でお伺いをしたいと思います。私も資料をいただいております。団信の、消費者金融十七業者の合計のこのデータの中で、死因等不詳というのが五二・三％あるんですね。これは、自殺というのは九・四％しか出てないわけでありましてけれども、死因等不詳というのが五二・三％もある。実際、この中に、私は、相当数自殺なさった方が死因不詳というところに入っておるのではないかなというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょう。

○佐藤政府参考人 ただいま御指摘いただきましたとおり、一般の調査におきまして、死因等が判明していない者の割合、五二・三％ということでございます。

この背景でございますけれども、保険会社と貸金業者の約款におきまして、保険金の請求に当たり、一定金額以下の保険金支払い等については、死因を記載した死亡診断書等の添付が省略できる、こういう扱いになっているケースが多いわけでございます。したがって、こういった要因によるものかなという気がするわけでございますけれども、こういったケースの中に自殺が含まれている可能性というのは否定はできないというふうに思っております。

ただ、一点、死因不詳のケースでの保険金支払いの一件当たりの金額を見ますと四十九万円というところでございまして、自殺を原因とする金額の八十七万円というのと比較してみますと少し少額であるということでございまして、自殺が含まれている可能性はむしろございまして、自殺も、自殺以外の死因によるものも相当程度含まれているのではないかとこのように感じられるところでございます。

○鈴木(克)委員 先ほど申し上げましたように、今回の金融庁のヒアリングの対象というのは十二団体十七業者ということでありますが、この中で、先ほどの、自殺を原因とする受取件数の比率が最も高い業者が二五％なんですね。さらに、死因が判明している割合で見ると三三・三％、三人に一人が自殺というのは、いかにもこれは高過ぎるというふうに思われます。私は、今申し上げた受取件数の最も高い二五％という業者名を、この際ぜひ公表すべきだと思ふに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 先般公表させていただきましたデータは、大手各社からヒアリングを行っていて、それを集計ベースで公表させていただいたということでございますが、個々の貸金業者に係る個別の保険金受取件数あるいは種々の数値等を公表することにつきましては、当該貸金業者の競争上の地位等を害するおそれがありますので、差し控えさせていただきますと思ひます。

は、私ども、立入検査の結果はもちろんでございませけれども、当局に寄せられました苦情などを含めて、幅広い情報を集約、分析して活用しているということでございます。

今回の調査につきましても、個々の貸金業者のデータ、これは貸金業者を直接監督いたします全国の財務局及び都道府県に情報提供しているということでございます。監督当局といたしましては、今般の調査結果を十分に活用して、業者において過酷な取り立てが行われていなかったかを検証する、その一つのいわばきっかけとして、御指摘のような、自殺の率が非常に高いという業者についても、そういったデータを活用するというところで、的確な監督に努めてまいりたいというふうに思ひます。

〔増原委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木(克)委員 もうちょっと、この自殺関連で御質問をさせていただきたい。本日に、暗くなるような話で恐縮でございますけれども。

今おっしゃいました、本日に、保険金受取件数のうち自殺を原因とする受取件数の比率が何年にもわたって高まり続けておる業者というのは、いわゆる過剰な取り立てを行った可能性が非常に強いわけでありまして、したがって、今おっしゃったように、私は、やはり責任を持ってきちっとした指導をしていただかなくてはいいけない、このように思っております。そのことを強く御要望させていただきますというふうに思ひます。

そこで、次に、団信、消費者信用団体生命保険についてお伺いをしたいと思います。

過日の参考人質疑で、私が、保険に入られた方は御自身が保険に入っておるということとを本日に一〇〇％承知されておるということとを念を押したところ、第一生命の斎藤参考人でしたか、一〇〇％という自信はないということをおっしゃったわけですね。そのことについて、ちょっと私金融庁の見解をただしてまいりたいと思ふんです。

金融庁が十月六日に公表した消費者信用団体生

命保険の調査結果について見ると、平成十七年度の口座数が千四百八万件、これは延べでありますけれども、被保険者数、これも延べであります。千三百四十四万人ということで、九五％以上の方がこの保険に加入している、こういうことになっております。さらに、十四業者において借り入れ申し込みと保険加入が同一書面であり、別の書面であったのはわずか二業者のみだった、このことは参考人からそういった答弁があったわけでありませけれども、こうしたことから、債務者が知らないうちに保険に加入をしておるという可能性が非常に高いわけですね。だから加入率が九五％という高い数値になっておるのではないかと、このように私は考えるわけですね。

新聞報道によれば、アコムやプロミスなど大手

消費者金融業者では、消費者信用団体生命保険、団信の契約自体を打ち切る方針ということで、今順番に打ち切ってきておるの私も承知しております。しかし、自殺以外の保険は禁止するというものではないために、今後も中小貸金業者の多くはこの団信を継続していくという可能性はあるわけですね。中小貸金業者における生命保険への加入の強制や、知らないうちに保険に加入している事態を回避するというためには、先ほど申し上げたように、借り入れ申し込みと保険加入同意書を別書面にする、このことによつて契約者の自由意思を確認するということができるわけですね、私はこれが非常に重要だと思ふに思ふんです。

まず、このことについて、借り入れ申し込みと保険加入同意書を別書面にするというお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○佐藤政府参考人 保険加入時におきまして、被保険者が自由意思を持って決定をするということの重要性は、ただいま御指摘いただいたとおりであらうかと思ひます。顧客が保険に加入するかどうかを判断するに当たっては、保険契約の内容が適切に顧客に対して情報提供されること、それからまた、顧客がみずからの意思で合理的な判断を行えるような条件を整えること、これが極めて重

要であるというふうに存じます。

このための枠組みといたしまして、これは団信に限らないわけでございますけれども、私どもで、保険契約時の重要事項の説明の枠組みというのを整備させていただきました。これは本年十月からスタートをいたしております。消費者信用団体生命保険を含むわけでございますが、保険契約者である団体が被保険者に重要事項、具体的には契約概要というものと注意喚起情報という二つのカテゴリに分けて、重要なことを抜き出してわかりやすく説明した書類、これを用いて説明するということを義務づけております。この取り組みの徹底を各保険会社に、九月十五日でございましたが、再度要請をしたところでございます。

そして、御指摘の同意のとり方でございますが、あわせまして、生命保険協会に對しまして加入時の同意の取りつけ方についての業界ガイドラインの作成を要請したところでございます。これを受けまして生命保険協会の方で作成いたしましたガイドライン、これが九月二十八日に公表されておりますけれども、被保険者の同意取得のあり方として、一つは、保険加入申込書と借入れの申込書を別書面とする、それからもう一つは、別書面の中で保険加入への同意欄と不同意欄というのをみずから選択するような、そういうシートにするということ、いわば明示的な選択が不可避になるような、そういう様式をとるということで決定をされたところでございまして、こういった措置が各保険会社に対して求められている、こういうことになりました。

私どもといたしましては、消費者信用団体生命保険において加入時の同意確認が徹底されること、これは先ほども申しましたように極めて重要だというふうに思っております。各保険会社の業界ガイドラインの遵守状況を注視しつつ適切な監督に努めてまいりたいと思っております。

○鈴木(克)委員　そこで、いよいよというか、これは本当に大きな問題だと思っておりますが、この前、斎藤参考人は、十分かどうかという点では私

どもも反省しておる、こういうことをおっしゃったわけですが、御案内のように、商法六百七十四条は、今さら申し上げるまでもなく、本人の同意なく保険加入がされた場合には保険契約は無効だ、こうなっておるわけですね。そうすると、この問題について金融庁はどういうふうな考え方を今されておるんでしょうか。私は、明らかに本人の同意がなかったものは無効なんだ、そうなるを受け取った金額は問題じゃないのか、こういうふうにならざるを得ないわけですね。そのことについて現在金融庁はどういう御所見でみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤政府参考人　ただいま御指摘いただきましたように、他人の死亡によって保険金が支払われる保険契約は、商法六百七十四条の規定によりまして、被保険者の同意があることが契約の要件となっているわけでございます。

消費者団信につきましては、従来、借入申込書等の中で、借入れ申し込みと同時に被保険者の同意を取得してきたというのが一般的であろうかと承知いたしておりますが、こうした取り扱いに對して、加入時の被保険者同意の確認が十分ではなかったのではないかと御指摘がなされているわけでございます。こういった問題意識を踏まえまして、先ほど御説明をさせていただいたような対応をとらせていただいたということでござい

ます。それから、既に契約がなされているものについての有効性ということについてお尋ねであろうかと思ひますが、既契約におきまして被保険者の同意の確認が実態として十分でなかったケースがあったとすれば遺憾でございますけれども、これまでの契約におきましても、借入申込書等によりまして借入れ申し込み時における被保険者の同意の確認が、形はさまざまでございますけれども行われていたというふうに承知をいたしております。既存の契約がいわば無効であるというふう

に断定するまでには至らないのではないかとこのように思います。

いずれにいたしましても、貸し金の利用者の保護という観点から全体を考えていくということが重要であろうかと思ひます。

○鈴木(克)委員　今後については、今御説明をいただいたことで完全であるかどうかは、私はちよつとまだ今すぐ判断を下すわけにいきませんけれども、改善されていくことは間違いないというふうに思ひます。

ただ、今おっしゃったように、今までのものについてはいわば仕方がなかったということに近い御発言だったというふうに思ふんです。言い方は大変誤解があるかもしれませんが、確かにそれは、死人に口なしと言ふことは本当にあれかもしれない、調べるべきではないかもしれませんが、それは法を犯しておるわけですから、今までのものは法を犯しておるわけですから、ただで果たして済むのかどうか、この部分はよつほど検証をきちつとしていただかないと私は問題ではないかと思ひますが、もう一度、その点はいかがでございますか。

○佐藤政府参考人　本人の同意のないものについては無効である、こういうのが商法上の一般的な規定でございます。

それで、先ほども申し上げましたように、これまでも借入申込書等によりまして借入れ申し込み時における被保険者の同意の確認が形として行われていたということでございますので、およそ無効であるといった断定はしにくいというふうに思ひます。

いずれにいたしましても、しかし重要なことは、契約者本人があるいは被保険者本人がはつきりとそのことを自覚できるような、そういった契約時の説明が重要であるということでございますので、今後、こういった点も踏まえまして、私どもも適切な監督に努めてまいりたいと思ひます。

〔委員長退席、増原委員長代理着席〕

○鈴木(克)委員　これはまさに水かけ論というか、これ以上議論が進まないと思ひますが、私

は、ケースによつてはやはりこれは非常に大きな問題になってくるというふうに指摘をさせていただきたいと思ひます。

それから、この団信のもう一つの問題点を指摘してこの問題を終わろうと思ふんですが、被保険者が死亡した場合に、いわゆる遺族が知らない間に保険金が貸金業者に支払われているというケースがあるわけですね。本来これは、債務者が死亡した場合に、貸金業者が医師の死亡診断書や死体検案書というんですか、これを遺族から提供してもらつて生命保険会社に提出し、残つた債務を保険会社に請求するというのが筋だというふうに私は思ふんですが、しかし、現在の保険会社と貸金業者の約款では、一定額以下の保険金の支払いについては、死亡診断書等、死因を記載した文書の添付が省略できる取り扱いが多くなつていて、これが現状でございます。それゆゑ、保険金受取件数のうち死因等が判明していないものが、先ほど申し上げましたように五・一・三%にも達する、こういう状況になつておるわけですね。

今後は、遺族が知らない間に保険金が貸金業者に支払われるようなことがないように、遺族が保険金が支払われることをちゃんと知つた上で保険金の支払いが行われる体制を整備する必要があります、このように思ふわけであります。保険会社による遺族への確認や保険金の多寡にかかわらず保険金請求の際には必ず死亡診断書を提出させる必要がある、私はこのように思ふわけであります

が、そうすることによつて、先ほど申し上げました死因等不詳という部分がゼロになるはずであります。そうすれば、自殺による保険金の支払いがあるかないかということが証明できるというふうになると思ふんですが、これについての金融庁の所見を聞かせていただきたいと思います。

○佐藤政府参考人　保険金請求の際に、一定額以下の場合には死亡診断書等の提出の省略を認める場合があるというのは、御指摘のとおりでございます。

私どもといたしましては、この消費者信用団体

生命保険の適切な実務運営ということが極めて重要だというふうな思っておりまして、先般生命保険協会にお願いをしてお作りしていただいたガイドラインにおきまして、この保険金支払い時の遺族等への確認のとり方というものを取り上げているところでございます。

この業界ガイドラインにおきましては、貸金業者が保険金を請求する際に、遺族が了知したことを死亡診断書等により保険会社が適切に確認するなど、支払い時の透明性を確保する手続が明確化されたというところでございます。

今後とも、この各保険会社の業界ガイドラインの遵守状況というのを注視して、適切に対応してまいりたいと思っております。

○鈴木(克)委員 ちよつと視点を変えまして、いわゆる、本当に貸金業者は大変な暴利をむさぼっておったのではないかと、そのところを一遍振り返っていかないと、我々は今後新たな法を制定する上において非常に重要なポイントになるというふうに思いますので、重ねて私は申し上げていきたいんです。

貸し倒れ償却を行っても、消費者金融業者が七％から一〇％という大変大きな営業利益を出してきたということは、御案内のとおりであります。これは、いわゆる銀行以上の利益率を出しておるわけですね。貸し倒れ償却率が高まった十四年以降においても自己資本をふやし続けてきたというところでございまして、普通、貸し倒れ償却が発生するというになると、営業利益は減少するというのが常だというふうに思うんですけれども、ふえてきたということは、明らかに、今申し上げましたように、暴利を得てきたんだというふうに理解できると思うんですが、過去のことではありませんけれども、その点については政府はどのように考えてみえるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 大手の貸金業者がおおむね過去数年あるいは七、八年の期間にわたって七％から一〇％前後の営業利益率を上げてきたというこ

とを御指摘いただきました。

民間企業の収益状況でございますので、これを、私ども当局の方から断定的に何かを申し上げるべきではないと思ひますけれども、これらは、経済状況あるいはマーケットにおける需要と供給の関係、さまざまな要因が働いているところでございます。

先般もちよつとお答えをさせていただきましたけれども、この七ないし一〇％前後の営業利益が上がっていた背景といたしましては、大手貸金業者の営業収益率、これは貸付残高に対する金利収入等の割合、これが平均で二四％程度。他方で、営業費用、これが一七％程度であった。一四ないし一七％程度、この費用の率は少しづつ上がってきているというふうに承知をいたしておりますが、こういった程度でございましたので、その差額として七％から一〇％程度の営業利益率が出ていたということであろうかと思ひます。

ただ、足元では、委員御案内のとおり、過払い返還費用の負担というものが急増いたしておりますので、今般の中間期決算では巨額の引当金を特別損失に計上するといったことで、経営環境に大きな変化が生じているというふうに承知をいたしております。

また、今般御審議いただいております貸金業法改正案におきましては、グレイゾーン金利というものについて、これが認められなくなるといふことでございまして、先ほど申し上げました二四％といったような収益率というものは今後変わっていくということであろうかと思ひます。

〔増原委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木(克)委員 先ほどの川内委員からの質問の中にもありました、いわゆる多重債務者のことでもありますけれども、いただきました資料を見ますと、平成十八年五月二十二日時点で、借入金返済済、いわゆる完済をした人が百八十六万人いる、こういうデータになっておりました。そして、現時点で、借入れの口数が一件だけの人が五百九十八万人いるということも記されておりました。

す。しかし、二口以上、つまり重複して貸金業者から借りている人も約五割いるという数字であります。

こうしたいわゆる多重債務者と呼ばれている人たちの今後の返済の見込みですけれども、このことについて金融庁はどのように見てみえるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○山本国務大臣 多重債務問題は、近年その深刻さが増しており、抜本的な解決が求められていると認識しております。

今回国会に提出しております貸金業法等の改正案は、まず上限金利の引き下げに加えまして、返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の枠組みを導入しております。貸金業者に対する参入規制等を強化するなど、多重債務問題解決のため抜本的かつ総合的な対策を講じるものでありまして、多重債務者の解消にも資すると考えております。

また、現在の借り手に対する対策としましては、今回の改正法の円滑な施行とともに、カウンスリング体制の充実が重要な課題と考えております。こうした課題について、内閣官房に設置される予定の多重債務者対策本部におきまして検討を行い、政府を挙げて多重債務問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木(克)委員 金利のことについて私もお伺いをしてまいりたいと思うんですけれども、多重債務者になったその要因について、私は、やはり高過ぎる金利があるんだと。もちろんそれだけではないということも先ほど川内委員の質問に対して御答弁されておったわけですが、やはり私は、これは非常に大きな部分を占めるというふうな思っております。

グレイゾーン金利での貸し付けの割合が七六％という実態であったというデータが出ておりますよね。これは金融庁としてどのように判断をされておられるのか。借り手が、いや低い金利の方じゃなくて結構ですよ、私は高い方で貸してくださいというふうに進んで高い金利を選ぶなどということ

は、これは絶対ないわけでありまして、だけれども、いずれにしても、貸し付けの割合、七六％がグレイゾーンの金利であるというこの実態について、金融庁はどうお考えになっておられるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○山本国務大臣 御指摘の背景といたしましては幾つかの要因が考えられるところでございます。

そもそも、みなし弁済規定の存在により、グレイゾーン金利での貸し出しが認められていることに加えまして、信用情報機関制度の未整備も、幅広いリスク層を顧客とするに当たって精緻な与信判断が困難となっている一因ではないかと考えております。

こうした点も踏まえまして、今国会に提出している貸金業法等改正案では、多重債務問題解決のため抜本的かつ総合的な対策を講じることとして、出資法の上限金利につきまして、おおむね三年間の準備期間を経て二〇％まで引き下げるのととともに、より精緻な与信判断が可能となるよう指定信用情報機関制度を整備することとしたしております。

○鈴木(克)委員 これも、先ほど川内委員からも指摘がありました、いわゆる利息制限法の上限金利を一五パーから二〇パーを維持する、そして一方、出資法の上限金利を二〇パーまで引き下げるということになる。そして、このままでは、先ほどのお話のように、やはり二つの法律の上限金利にすき間ができてしまう、いわゆるグレイゾーンを廃止してもグレイゾーンが残っているというふうな誤解を、誤解というが現実ですけれども、そういうふうな国民の皆さんは思われると思うんです。そのことを、やはりこの二つの法律の上限金利を合わせるべきだというふうには私は思うわけですが、なぜこれがたつと合すことができないのかというところが一つ、もう一つは、いわゆる刑罰できちつとこれを担保していくべきだ。何をというところ、要するに、貸金業に係る上限金利を利息制限法の上限金利にするということであれば、やはりこのところは刑罰できちつと担保していく

べきではないかというふうに思いますが、この二点について御答弁をいただきたいと思っています。

○小津政府参考人 ただいま二点について御質問いただきましたけれども、いずれも、出資法におきまして、現在、業としての貸し付けについて二九・二％を超えるものについて刑事罰をかけている。現在、利息制限法は、三段階に分けて、元本によって上限の利率が一五％から二〇％まであるということでございます。

これを今般の改正で、その二九・二％を二〇％に下げる、まさにその部分について、刑罰を科する部分についてそのように下げるということでございますので、二つの御指摘をあわせて御答弁させていただきますと思いますが、今般も、二九・二％から二〇％に下げるということをいたしますけれども、それをその利息制限法の刻みに合わせた形の罰則にしないその理由ということだろうと思います。

一般的に、刑罰法規の構成要件と申しますのはできる限り明確でかつ簡明でありたいというのが基本的な理由でございます。その点につきまして、若干民事法と刑事法につきまして御説明をさせていただきますと、利息制限法は民事でございますので、いろいろなルールを設けて、それぞれの利害関係を調整しつつ、争いになれば民事の裁判所で決着が図られるということであろうと思います。

これに対しまして、刑事はいろいろな特徴がございます。一つは、特段の法律の規定がございます。と、ある人を処罰するためには故意が必要である、つまりその構成要件に該当する事実を認識しているということを立証しないと、その人を処罰することができないわけでございます。その点も含めまして、刑罰法規に触れたということについては、訴追をする側、これは捜査の段階では主として警察、起訴をした後は裁判所で検察官がということになりますけれども、その訴追をする側がかなり厳しい要件を全面的に立証しなければいけないということがあるわけでございます。

そこで、刑罰法規をできるだけ実情に合わせて細かくいろいろ規定してまいりますと、なかなかそのところの刑罰法令の、そういう意味での立証も含めた適正な運用が難しくなるおそれがあるということも一つあるわけでございます。そのようなことなども考えまして、今回の改正法案におきましては、従来どおりと申しますか、従来二九・二％であったものを二〇％という一律のところにさせていただきます。こういう次第でございます。

○鈴木(克)委員 そのことはわからないわけではありませぬけれども、私は、二つの法律の上限金利をびたつと合わせておくということが、これはやはり必要だというふうに主張をさせていただきます。そして、もう一つ聞いていきたいんですが、これも先ほど議論がありました二年半の経過措置の問題なんですが、この間にやはり多重債務者が新たに生まれる可能性がある、こういうことを私は指摘しておきたいんです。

おっしゃるように、返せない人が出てくる可能性があるからという御答弁が先ほどあったかというふうに思うんですが、例えば地方自治体に生活扶助というような制度もありますし、くどくなりましても、かえって経過措置を設けることの方が多重債務者を新たに防いでいくという危険性が非常にあるんだというふうに私は思うわけです。

高金利に苦しむ多重債務者の抑制という面からも経過措置をやはり撤廃すべきだ、私はこのように主張をさせていただきますと思いますが、このことについてもう一度御答弁をいただきたいと思っております。

○山本国務大臣 今回の改正は、くどいですが、これも、近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、まず上限金利の引き下げ、第二番目に借り手の総量規制、三番目に貸し手の参入規制、行為規制、こういったものを強化しております、抜本的かつ総合的な対策でございます。

他方、今回の改正法の実施に当たりましては、一つは、現在貸金業者を利用している方々が急に返済を迫られ、かえって生活に悪影響が出るような事態を招かないようにすることや、二番目に、貸金業者の資質向上のための諸施策やシステム整備等、こういった時間も必要と考えております。こうした趣旨から、上限金利引き下げ、新たな過剰貸し付け規制の導入、これまで公布からおおむね三年の準備期間を設けざるを得ないという考え方でございます。

○鈴木(克)委員 そのところはいつまでたっても平行線でありまして、私は、やはりそうではないという見解の持ち主でございます。

時間参りましたが、最後に、広告規制のことについて伺いをして終わりたいというふうに思いますが、テレビのCMであります。

私は、以前この委員会でも、例の平成電電の質問をさせていただきました。あれも、いわゆるマスコミの広告、そしてテレビの広告というのが非常に大きな影響を与えて、悲惨な債務者をたくさん生んだ。あの場合は、一万九千人、四百九十億という巨額な金額であったわけでありまして。

いずれにいたしましても、この貸金業に関する広告も、今回、自主ルールを制定させて当局が認可する枠組みだ、このように聞いておるわけでありまして、この規制の枠組みというのは、まず、金融庁、どういう規制の枠組みを想定しておるかということが一点。

例えばたばこは、御案内のように、たばこの規制に関する世界保健機構という形の中の条約で禁止、制限をしておるわけでありましても、その辺のところ、いわゆる高金利に苦しむ多重債務者の抑制、それから社会的要請、そして、憲法もありまします、業者の広告の権利といえますか、その部分、そういうところの範囲の中でどういう形で規制を考えているのか、御答弁をいただきたい。この質問で最後にさせていただきます。

○山本国務大臣 現行の貸金業規制法では、貸金業者による広告につきまして、第一に、返済能力

のない者を対象として勧誘する旨の表示や説明、第二に、借り入れが容易であることを過度に強調することにより、借り手の借り入れ意欲をそそるような表示や説明、こういったことを禁止するなどの措置を講じております。

今回の改正では、こうした業法による規定を維持する一方で、テレビCMの頻度や時間帯等といった広告の具体的な内容、方法について、法令で直接規制を行うことが適切でない場合もあることを踏まえまして、貸金業協会による自主規制にゆだねることとしております。これによりまして、実態を踏まえたきめ細かなルールづくりを行わせるとともに、業界がみずからルールをつくることによりまして、規制の実効性を高めることが期待できるものと考えております。

さらに、今回の改正におきましては、自主規制ルールの適切性、実効性を確保する観点から、自主規制ルールを定めた貸金業協会の定款等につきまして、金融庁が認可する枠組みを導入したところでございます。

以上です。

○鈴木(克)委員 終わります。

○伊藤委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

私は、サラ金業界と銀行の関係について、その実態をまず確認したいと思っております。

アイフル、アコム、武富士、プロミス、この大手サラ金四社、膨大な利益を上げております、しかも上場企業にまで短期間にのし上がっているというところであります、主な大手金融機関から大変な資金を調達しております。

そこで確認をしたいんですが、二〇〇五年度のサラ金大手四社の金融機関からの資金借入残高、平均調達金利、これはどうなっておりますでしょうか。

○佐藤政府参考人 平成十八年三学期の有価証券報告書によりますと、御指摘いただきました大手消費者金融会社四社の各社ごとの金融機関等から

の借入残高、連結ベースでございますが、まず、アコムは七千四百九十六億円、アイフル一兆一千二百八十九億円、武富士四千九百九十三億円、プロミス六千二百九十八億円となっております。

また、同じく、各社ごとの金融機関等からの平均調達金利でございますが、アコムが一・七五％、アイフルが一・七二％、武富士が一・七一％、プロミスが一・四五％となっております。

○佐々木(憲)委員 これは大変な金額でございますが、もう一つお聞きしたいのは、それぞれの調達資金のうち、金融機関からの借入れの資金の比率、どのくらいの比率なのか、わかったら言っていたきたいと思います。

○佐藤政府参考人 先ほど申しました有価証券報告書を見ますと、例えばアコムでございますと、金融機関等からの借入れが七千四百九十六億円と申しましたが、このほかに社債、CP等で三千五百五十億円の調達をしているということでございまして、合わせて一兆六百四十六億円の中の七千四百九十六億円だったということでございます。

他の社についても申し上げますか。(佐々木(憲)委員「言ってください」と呼ぶ)はい。それで、アイフルにつきましては、金融機関等からの借入れが一兆一千二百八十九億円に對しまして、その他といたしまして、これも社債、CP等ですけれども、六千六百三十八億円。それから武富士でございますが、金融機関等からの借入れが四千六百九十三億円に對しまして、その他が二千九百六十六億円。さらにプロミスにつきましては、金融機関等からの借入れが六千二百九十八億円に對しまして、その他が二千五百五十億円。こんな数字になっております。

○佐々木(憲)委員 この数字は大変大きな数字でございますが、サラ金大手四社の調達資金のうち約三分の二、これが金融機関からの調達でありまして、しかも、調達金利は、先ほど御紹介いただきましたように一・四五％から二・一一％の間でありますから、極めて低い調達金利であります。

銀行はなぜこんな低い金利で貸しているのかという問題になるわけですが、その前に、銀行の平均貸出金利ですね。これは、数字はどうなっていますでしょうか。

○佐藤政府参考人 これは日本銀行の統計によりたいと思いますが、国内銀行による十八年三月時点の国内銀行の貸出約定平均金利は一・六〇％というふうになっておると承知いたしております。

○佐々木(憲)委員 それから、例えば住宅ローンですね、こういう場合は三％台だと思いますが、大体そんなものでしょうか。

○佐藤政府参考人 ちよつと手元にデータがございませんけれども、おっしゃるような近辺の水準かと思ひます。

○佐々木(憲)委員 一般の国民が借る場合の銀行の貸出金利というのは、例えば住宅ローンの場合は三％台だというふうに私は聞いておりますけれども、その半分程度の金利でサラ金には貸している。サラ金業界は、こういう特別の低金利で三分の二の資金を調達しているわけですが、銀行も、ここに貸し出して、低い金利だけれども、それでもかなりの利益が上がっている。持ちつ持たれつの関係ということになっているわけですね。

先週、参考人質疑で、私は全銀協の会長に、サラ金業界になぜこの低金利で貸すのかというふうにお尋ねしたところ、それは優良な貸出先であるというふうに言いました。だから低金利だというわけですね。金融機関は、この四社に對して約三兆円貸し付けているわけでありまして、そして、この一・七％程度の低金利でも、年間約五百億円ぐらゐの利益を上げています。それ以外に、銀行は貸し出しだけじゃない、出資もしておりますし、さまざまな関係があるわけですね。そういう中で、銀行自身も収益を上げています。そこで、次にお聞きしたいのは、このサラ金四社の貸出金利ですね。これは、消費者向け無担保ローンの貸出残高、それから平均約定金利、それぞれ示していただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 大手消費者金融会社四社の十八年三ヶ月の有価証券報告書によりますと、各社ごとの平均約定金利は、アコムが二・三・七八％、アイフルは二・七・一〇％、武富士が二・五・四八％、プロミスは二・四・一九％となっております。

それから、無担保の消費者向け貸し出しの残高でございますけれども、アコムが一兆六千四百九十億円、それからアイフルが一兆七千九十二億円、武富士が一兆五千四百億円、プロミスが一兆五千七百七十五億円という数字でございます。

○佐々木(憲)委員 大手四社は、一・七％程度の低い金利で金融機関から調達をして、そして、今御紹介ありましたように、貸出金利は二・三％台から二・七％台。非常に高い金利で貸し出して、いわばぼろもうけを上げている。もちろんコストは違ひますけれどもね。それでも大変な利益を上げているわけでございます。

しかも、このサラ金大手四社は、だけではありませんけれども、無人の店舗をふやし、ATMをふやし、この前神田の周辺でも視察しましたように、そういう形でどんどん利用者を取り込んでいくわけですね。

そこで、この数字をお聞きしたいんですが、二〇〇一年度から二〇〇五年度までの四年間で、無人の営業店舗の数、それから自動契約受付機の数、それからATMの設置台数、特に、銀行やコンビニと提携しているATMの数、これはかなりふえているんじゃないかと思ひますが、どのようになっているのでしょうか。

○佐藤政府参考人 御指摘の四社につきまして、まず無人営業店舗でございますが、二〇〇一年度が四千六百六十四店舗、これに對しまして二〇〇五年度が五千五百四十六店舗でございますので、八百八十二店舗増加しているという計算になります。

それから、自動契約受付機の増減でございますが、自動契約機及び契約受付機等の台数の合計、二〇〇一年度が六千六百四十九台、二〇〇五年度

が八千二百八十台でございますので、千六百三十一台の増加でございます。

それから、ATMの増減でございます。大手四社が自社で設置しているもの、それから提携先のATMを利用しているもの、これの合計の台数でございますが、二〇〇一年度が十六万九千五百八十二台、二〇〇五年度が三十二万六千四百三十三台ということで、十五万六千八百三十一台の増加ということでございます。

このうち銀行等との提携分というのが、二〇〇一年度が十六万一千九百七十八台、二〇〇五年度が三十一万八千九百三十九台ということでございまして、十五万六千九百六十一台の増加ということになっております。他方、消費者金融会社自身の自社分につきましては百三十台の減少というふうになっております。

○佐々木(憲)委員 今、ちよつと細かな数字をお聞きしたんですが、この数字をお聞きしますと、いわば無人の契約機というのは大変ふえている。特に、銀行との提携分、ATMの台数が、わずかに四年間で倍増している。これは大変な数であります。この委員会でもその一部を視察したわけでありまして。

このように、全体としてサラ金大手の営業というものは、ATM、無人の契約機等々を通じて急速に伸ばしているわけでありまして。銀行がそこを提携をして、消費者ローンへの提携関係を強め、かつそこから利益を上げる、こういう関係になっているわけですね。本来の銀行の業務は一体どうなっているんだろうか。銀行は、もともと消費者に對して本来の低金利での融資というものが仕事ではないのかという疑問に思ひます。

そこで、銀行の店舗数、これは一体どうなっているのか。銀行のCD、ATMの設置台数、これはどうなっているか、数を教えていただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 まず、銀行の店舗の数でございます。

全国銀行協会の全国銀行財務諸表分析によりますと、二〇〇一年度末は一万四千三百五十三店、二〇〇五年度末が一万三千四百六十六店ということ、千二百七十七店の減少ということでございます。

それから、同じくC D、A T Mの増減でございますけれども、これは全国銀行協会の決算統計年報でございます。これは九月末というところであつておりますけれども、二〇〇一年の九月末が七万八千七百八十八台、二〇〇五年の九月末は七万二千四百四十七台ということで、五千七百三十一台の減少ということでございます。

〇佐々木(憲)委員 銀行の方は、店舗も減る、それからA T Mも大幅に減っておりますし、職員の数も減っております。そういう中で、提携が、ほとんどほとんどサラ金との関係がふえていく。私は、非常に異常な状況ではないか、数年前までと比べても、大変大きな変化が起つていっていると思ひます。

結局、金融機関は、個人に対する無担保の貸し付け、これを後退させているんじゃないか、それで、サラ金との提携にそれを置きかえていく、こういう傾向が非常に強まっていると思ひます。これまで低金利で融資をしてきた銀行の利用者に対して、サラ金の消費者ローンを利用するようにという形で紹介をし、そちらに誘導しているのではないか。

先日、視察の際に、三井住友銀行に行かせていただいたわけですが、そこで、カスケード事業の概要についての説明がありました。そこで紹介していただいたものを見ましたが、銀行自身が直接やっている消費者向けのローン、それから真ん中のアットローンの顧客、それからプロミス、三段階に分かれていましたね。

この三段階を見ますと、銀行の顧客の中で、あなたはアットローンの方がいいかでしょうかとアットローンに紹介をする、あるいは、お客さんによつてはプロミスに紹介をする、アットローンのお客さんをさらに今度はプロミスに紹介する、こういう形で金利の高い方に、お客さんの水準に

よつて、所得水準あるいはその方の年齢その他あるんでしよう、そういうものを判断して、いわばサラ金業者の方に誘導する、そういう仕掛けができています。ところが、逆に、では、サラ金会社から銀行に対して、あなたは銀行の方がいいですからどうぞ、こういう紹介はあるのかと聞きましたら、いや、そういうことはありませんというふうなお答えだつたですね。

ですから、結局、銀行がやっていることは、できるだけ高金利でお客さんに貸す仕掛けをつくつていっているのではないかとふうに思わざるを得ないわけでございます。私は、この点について非常に疑問に思つておられます。

そこで、これは山本大臣に、このような実態、それから銀行の経営のあり方、こういうものを踏まえて、私は、もう少し銀行自身の公共的性格を重視した対応というものが必要ではないかと思つていふわけなんです。

昭和五十八年六月三十日の大蔵省通達というのを見ますと、「金融機関のいわゆるサラリーマン金融向け融資について」というのがあつたんですよ。それによりますと、「かねてより、金融機関の公共的性格にかんがみ、社会的信頼を損なうことがないよう慎重に配慮することを要請してきたところである。このように書いてあります。

そして、「しかし、最近、いわゆるサラリーマン金融業者(サラ金業者)の経営姿勢について再び社会的批判が高まるとともに、金融機関のサラ金向け融資のあり方が問われるに至つていふ。このようにふうに指摘をしておりまして、さらに、「サラ金業者への融資については、当該サラ金業者の経営姿勢や経営実態を十分に把握し、当該サラ金業者による過当な収益の追求、高金利による貸付け、過剰貸付け、その他利用者の利益を不当に害する行為を助長するおそれがあると考えられる場合には、厳にこれを抑制すること。」「つまり、銀行がサラ金業者に対して融資をするのは慎重でなければならぬし、かつ抑制的であればならぬ、それはなぜかという、銀行自身が公共的

性格を持つていふからなんだ、こういう指摘をしていただけた。

私は、今振り返つても、これは大変大事な指摘ではないかと思ひますけれども、山本大臣としてはどのようにこれをお受けとめになつておられるか、お考えを聞きたいと思ひます。

〇山本國務大臣 御指摘のとおり、一部の大手銀行におきまして、リテール業務の強化といった観点から、消費者金融業者との連携を深めていふところであつたと思ひます。

建前論からいいますと、民間企業たる銀行がいかなる先と提携するか、あるいは提携しないかは、個々の銀行の経営判断に属する事柄ではございません。けれども、銀行経営においては、収益性だけでなく、御指摘のとおり、銀行業務の適切性や健全性、社会的責任といった観点も大変重要なものであるというふうに考えております。

特に、消費者金融におきまして多重債務者の発生や増大といった社会問題が起きている状況等を踏まえまして、各行におきましては、消費者へ提供されるローンのあるべき姿について真摯に検討していただき、適切に対処していただきたいと考えておるところでございます。

〇佐々木(憲)委員 少しく公共的性格というものを重視された答弁だつたと思ひます。答弁としてはもうちょっと踏み込んでほしいかと思ひますけれどもね。

しかし、どんなこういう形で今までどおりのやり方を拡大していくということになりますと、非常に大きな問題が発生いたしますから、やはりこの辺でしっかりと歯どめをかける必要がありますし、また、銀行の役割というものを根本的にもう一度もとに戻つて考え直す必要があるのではないかと、このことを指摘しておきたいと思ひます。

次に、利息制限法を超えた融資の問題であります。今、過払い金の返還ということが大変大きな問題になつております。利息制限法第一条では、上

限金利の超過部分は無効というふうに書いてあるんですね。最高裁判決では、貸金業規制法が要求しているみなし弁済の適用条件を満たしていない利息制限法を超過して支払った利息は無効という判断が出ております。

最近の判決は、この任意性についても厳しい判断を示しております。契約では、返済がおくれれば期限の利益を喪失し残金を一括返還しなければならぬという、期限の利益喪失特約というのがついているらしいんですね。しかし、ことし一月十三日の最高裁判決は、期限の利益喪失特約のもとで債務者が利息制限法を上回る利息を払った場合、特段の事情のない限り、自由な意思による超過利息を払つたと言ふことはできないという判断を示しているわけです。つまり、利息制限法を超える部分は無効である、非常に強いそういう意思を裁判所自身が示したわけでありまして、このことについては、大臣、どのようにこれを受けとめておられますか。

〇山本國務大臣 最高裁の判決を政府側から評価というふうな考え方でコメントするのは適切かどうかはわかりませんが、今の現状の社会のありようからしまして、借り手に保護を与えるという観点からすると、大変借り手に対する思いやりのあるいい判決であつたというふうに思つております。

〇佐々木(憲)委員 それでは、次に広告の問題であります。私、ここに一つの新聞広告を持つてまいりました。

これは、先日視察に行きました三井住友銀行の広告なんです。これはどういふふう書いてあるかというと、去年の四月、提携が発表された後のものであります。三井住友銀行というのは真ん中にありまして、上にアットローンがあつて下にプロミスがあつて銀行が挟まれている、こういう感じのものであります。三井住友銀行グループです。問題は、この下にあるところの金利なんです。三井住友カードローンが八%から一二%、アット

ローンが一五%から一八%、ここまではいいんですが、プロミスですと、一八%から二五・五%、こういうふうにはつきりと利息制限法を超える金利を書いて、これで宣伝をしているわけでありま

高裁の判例がかなり厳格になってきておりますから、過払い請求のリスクを当然負いながらやるわけですね。

は利息返還損失引当金、こういう引当金なんですよ。これは余り今まで聞いたことのない名目の引当金なんですけれども、なぜこういうものを積み

けれども、無効な金利を取っているわけですね。無効な金利を取って、いや、返しなさいと言われた、それに備えて利益の一部を積み立てておる、

つまり、任意の支払いということなんですけれども、任意の支払いといったって、これはまだ契約前なんですから、こういう形で二五%が当たり

〇渡辺(憲)副大臣 いずれにしても、現行法のもとで最高裁の判例も踏まえながら御商売をや

つまり、グレーゾーン金利がなくなっても、過去のグレーゾーン金利で払っていた部分につ

私、参考人の方に、請求が弁護士などを通じてやられた場合も、あるいは個人が単独で過払い

〇佐々木(憲)委員 自主規制ルールということ

〇佐々木(憲)委員 期待だけじゃなくて具体的にリーダーシップを発揮していただきたいと思うん

〇佐藤政府参考人 お尋ねの大手消費者金融会社

〇山本大臣、いかがですか。

〇佐々木(憲)委員 自主規制ルールということ

〇佐々木(憲)委員 期待だけじゃなくて具体的にリーダーシップを発揮していただきたいと思うん

〇佐藤政府参考人 お尋ねの大手消費者金融会社

〇山本大臣、いかがですか。

〇佐々木(憲)委員 自主規制ルールということ

〇佐々木(憲)委員 期待だけじゃなくて具体的にリーダーシップを発揮していただきたいと思うん

〇佐藤政府参考人 お尋ねの大手消費者金融会社

〇山本大臣、いかがですか。

〇佐々木(憲)委員 自主規制ルールということ

〇佐々木(憲)委員 期待だけじゃなくて具体的にリーダーシップを発揮していただきたいと思うん

〇佐藤政府参考人 お尋ねの大手消費者金融会社

〇山本大臣、いかがですか。

○佐々木(憲)委員 履歴の開示はもう当然のことであります。それは既にガイドラインで開示しないとあることでもありますし、私も先週の参考人質疑で全金連の会長さんにどうなんだと聞いたから、それはガイドラインに沿ってやりますと。それはもう決着済みといいますが、言われたら出さなきゃならぬのです。

その上で、計算をしますね、自分の過去の借金の経歴、幾ら借りて幾ら返したか、どこの会社に幾ら返したか。こういうものをすべて計算して、自分の部分は、これはもう返し過ぎている、過払いである、それを、業者、会社に請求をする。これは司法判断の云々ではなくて、既に基本方向が明確であるわけです。過払い請求に対しては誠実にこたえるということをやっているわけですし、利息制限法を超えた部分は無効であるということについてはしっかりしているわけですから。ですから、それに対して誠実に対応する、そういう請求があった場合にはきちっと対応するということを指示する、あるいはそういう態度表明を大臣がされるというのは、これは当然ではないでしょうか。

○山本国務大臣 おっしゃる意味はわかるんですけども、会計基準の変更で、財務の健全性を求めるというようなことから、直ちに司法判断を超える措置をとるということになるかどうかについては、非常にそこところは無理があるような気がします。おっしゃっているように、過払い請求については会社の経営判断等がありまして、それを誠実にこたえになっているということであるならば、そういう方向を進めてもらいたいというところはもう間違いないわけでございます。

○佐々木(憲)委員 何か奥歯に物が挟まったようなわけのわからぬ、少し最後は前向きのような感じの答弁でありましたが。

問題は、過払い請求があるので引当金を積んでいるわけなんです。積みというのは、請求があったら払うということですね。過払いということとは、つまり払わせ過ぎている、つまり自分が受け取り過ぎていくわけですね、サラ金側からいいますと。

受け取り過ぎていくので請求があるだろうから、そのために、あった場合にはお返ししますという引当金なんです。それが一兆円なんですよ、既に。

これは、きのう、参考人の質疑の中で、被害者の方々からいろいろな訴えがありました。その中で、過払い請求を集団で一斉にやっていると。

十一月十三日に、被害者千八百人、全国で一斉に返還請求を提訴した、請求金額合計三十二億を超えております。これはなぜかということをお聞きしましたところ、大手サラ金業者などの金利が利息制限法違反の違法金利であることを周知させるためにやっているんだというのが一つの目的だと言っていましたね。これを知らない方が随分多いと。つまり、利息制限法を超えて自分が払って、払い過ぎていっていると思っていない、言われたとおり払っている、しかし、それが違反の金利だということを知らないで払っている場合がある。そうではないんだというところを知らせるためにこういう運動をやっているんだという話をされておりました。もちろん、直接的には取り戻すということが一つの目的ですけれども、周知徹底するということの一環でもあるというふうな言っておられたわけでありまして。私は、非常に大事な点だと思っております。

現在、この引当金が積みまれているわけですから。一兆円積んでいるんですからね。それに対して、この請求のある金額だけでも三十二億円なんです。この請求の金額だけでも三十二億円なんです。その分、ほんのわずかの涙で、そんなのはすぐ解消するわけですね。私は対象者はもっと多いと思います。そういうことについて、やはり国の方も、当然、そういう過払いの可能性がありまして、利息制限法を超えている部分については返還を請求できるんですよということを国民全体に知らしめる、これは大変大事なことでございまして、けれども、その姿勢はしっかり示していただきたいと思っております。

○山本国務大臣 弱者の立場に立つて、しっかりとやっていくような行政でありたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 弱者の立場にしっかりと立つてということでありまして、そういう立場でやっていただきたい。どうも山本大臣は答弁書にとらわれ過ぎている面がありまして、もっと自由に発言してもいいんじゃないでしょうか。渡辺副大臣もそうであります。

この問題について言いますと、先ほどもありましたが、年間大変な数の自殺が出ております。経済苦による自殺というのが大変な数なんです。ですから、やはりこれは一刻も早くそういう状況を解消するというのが大事だろうというふうな思っています。

それから次に、この法案は、実施時期、施行から二年半後となっております。おおむね今後三年間は、グレーゾーンそのものも廃止ではないわけでありまして。廃止の方向は示していると思いが、事実上これがその間維持されてしまう。やはりこの利息制限法を超える無効な融資、それからみなし弁済の問題、こういうものは一刻も早く解消をすべきだと思っております。この点で、利息制限法を超える部分は無効であるというこのことを、法律が三年後ということではなくて、早く、即刻これは実施するというのが私は当然のことだと思っております。山本大臣の決意を聞きたいと思っております。

○山本国務大臣 グレーゾーン金利の廃止や出資法の上限金利の引き下げの実施に当たりましては、貸し渋りや貸しはがしによって既存の債務者が急激に返済を迫られ、かえって生活に悪影響が出る等の事態を招かないことが重要であると考えております。このため、借り手が無理のないペースで返済し債務残高を減らすために必要な期間として、上限金利引き下げまでおおむね三年程度の準備期間を設けるという考え方に立っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 それは理解できないですね。なぜかといいますと、急激に下げると悪影響が出るといいますけれども、下げたら大変よろしいんじゃないでしょうか。何の悪影響が出るんですか。悪影響というのは利用者側に出るはずがありません。悪影響は業者側に出るんですか。貸す側に影響が出る、こういうことなんですか。

○山本国務大臣 先ほど佐々木議員からしばしば御指摘のとおり、貸付実効金利が二〇%を超えているわけでありまして、そう考えていきますと、いわゆる貸金業者のありようからしますと、二〇%以下で貸さざるを得ない、そういう状況になった場合に、廃業ということが考えられます。この廃業は債権債務の整理ということを伴います。そうしますと、もし、個別ケースで廃業して、残った債権について取り立てだけがその廃業者の仕事であるというようなことを想定した場合に、どうしてもそこに急な取り立て、そして、返済できる資力、直ちに二〇%金利にして、それで借り手に何か措置があればいいんですが、格別その措置がないとするならば、やはりそこには急な取り立てに対する対処の方法がない人たちがより困った生活実態に陥らざるとも言えないというように社会現象を予測するときに、我々は、急なことはちゅうちょというふうな考え方でこの法律の全体像を考えてきたわけでございます。

○佐々木(憲)委員 私は、何も三年間も猶予期間をとる必要はないと思えます。これはもっと早くすることが大変重要だと思えます。

今おっしゃいましたが、貸しはがしだとかそういう問題に走る可能性がある。それならば、それを規制することが大事なんであって。それからもう一つは、借りる側が困るとおっしゃいました。それならば、借りる側をどう支援するのか、これが大切なことなんであって、そのためにこそ、公的金融あるいは現在の銀行の公共的性格をしっかりと発揮してもらいような個人融資の拡大ということが大切だと思っております。そういうことをしっかりとやらせて、いや、これをやったら困るんだというだけでは、これは今の解決につながらない。むしろ被害者の方々は、まだ三年間も被害者を出し続けるのか、こういう訴えが

あるわけです。そういう意味で、できるだけ早く実行していくことが求められているといふふうに思います。

もう時間が参りましたので、最後の答弁をお聞きまして、終わりたいと思います。

○山本國務大臣 多重債務者の問題を日本の社会から早く解消したいという委員の熱いお気持ちはいささか受けとめました。ぜひ、その共通認識のもとに、この法案を早期成立、早期実施、そして早期、多重債務問題解決への移行ということになつていきたいと願っております。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 終わります。

○伊藤委員長 この際、本案に対し、古本伸一郎君外三名から、民主党・無所属クラブ及び日本共産党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田村謙治君。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○田村(謙)委員 私は、民主党・無所属クラブ、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

民主党は、結党翌年の一九九九年の段階で既に、グレーゾーン金利を解消すべく、出資法の上限金利を現行の利息制限法の上限金利並みに引き下げる法案を提出した経緯があります。しかし、当時の政府・与党は資金提供者の立場に立つ余り、与党内にも民主党案への理解を示す声があったにもかかわらず、民主党案は成立することはありませんでした。その結果、多重債務を初めとする深刻な問題が日本社会に放置されてしまうこと

になりました。それゆえに、今回は完全な法案を取りまとめるべきとの強い思いを抱いております。

政府案は、当初の自民党案にあった、利息制限法の金額刻みの引き上げ、特例高金利の設置を取り下げ、民主党の提言に沿った基本方針で取りまとめが行われました。しかし、政府案は幾つかの問題点をいまだ残しており、国民にとって最良の法案を成立させるべきと考え、今般の修正案を提出した次第であります。

以下、本修正案の概要を申し上げます。

第一は、グレーゾーン金利を完全に解消することであり、業として金銭の貸し付けを行う場合における高金利違反の罪となる金利、すなわち出資法の上限金利を、利息制限法の利息の制限に合わせ、元本の額が十万円未満の場合は年二〇％、元本の額が十万円以上百万円未満の場合は年一八％、元本の額が百万円以上の場合には年一五％を超える金利に引き下げるものとします。

第二は、利用者を初め多くの国民が最も期待する、金利体系の適正化の早期実施であります。業として金銭の貸し付けを行う場合における高金利違反の罪となる金利の引き下げ、みなし弁済制度の廃止並びに日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止に係る規定の施行期日を「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものとします。

第三は、昨今の若年層を中心とする消費者金融の利用が無人契約機を契機としたものが多いことにかんがみ、当該無人契約機を介した安易なサラ金利用を抑制することです。貸金業者は、現金自動支払い機その他の機械による金銭の貸し付けに用いるカードを資金需要者である顧客に新規に発行する場合に、営業所または事務所において当該顧客と対面する方法により行わなければならないものとします。

第四は、提出されている政府案では、非営利の小規模、ボランティアによるいわゆる市民バンクの活動ができなくなることへの対応です。公益の

増進に寄与することを目的として、内閣府令で定める貸し付けの利率を超えない利率による小規模な貸し付けの事業を行う、営利を目的としない法人であつて政令で定めるものについては、登録に係る財産的基礎要件を適用しないものとします。さらに、当該法人は、貸し付けの条件について広告等をするときは当該法人である旨の表示等をしなければならないものとします。

第五は、貸金業制度全般についての議論をさらに進めることとあります。貸金業制度については、この法律の施行後一年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、資金需要者への資金の融通を図るための仕組みの充実及び金利の規制のあり方を含め、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとします。

その他、所要の規定を整備することとしていきます。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。委員各位におかれましては、私たちの主張の真意を御理解いただき、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○伊藤委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○伊藤委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大塚拓君。

○大塚(拓)委員 自由民主党の大塚拓でございます。

本日は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の政府提出案と、これに対する民主党の修正案について質問させていただきます。

まず、なぜ今回こういう規制が必要になってきたのか、こういう背景について少し議論をさせていただきます。

貸金業者の方々であるとかがおっしゃるの

は、やはり日本は市場経済であつて基本的に自由競争である、こういうところで、金利、プライシングを規制していく、こういうことは市場経済の原理原則にもとるものである、そういう介入は非常によくないという議論があるわけですが、私も、しかし、我が国において、そういう競争が適正に機能しているのか、こういうことを見てみますと、どうもしていないようである。

例えば、金利の分布を見ましたときに、二％近傍の大きなボリュームゾーンに加えて、その先だからにリスクに応じたプライシングのカーブがあるかというところではない。上限金利で規制されている二九・二％に非常に近いところに大きな二つ目の山ができていくという形になっておるわけでございます。競争がうまくいっていない。これは、市場が失敗しているケースだろうといふふうに考えられるわけでございます。したがって、市場の失敗に対しては、これは自由競争の中においても政府が介入するというところに正当性があるということになると思います。

しかしながら、なぜそういう市場の失敗が起きているのか、こういうことの原因を考えていくというところが必要なんだろうと思いますが、基本的にはミドルの金利をつける、ハイリスクの人には高い金利をつけるという形になるはずであるけれども、これはきのうの参考人質疑の中でも出てきましたように、逆選択と呼ばれているような状況が起きている。すなわち、貸し手側が借り手側の信用状態というものがよくわからないために、高目高目の金利をつける。そのことによって、市場の中から、そこそこ、ミドル以下のリスクである借り手というものは退出してしまつて、ハイリスクな借り手ばかりが残つていく、市場が劣化している、そういう問題が起きている。しかしながら、それにもかかわらず、なぜ消費者金融業者が高い収益を上げることができているんだろう。

本来であれば、市場が劣化すればそれに応じて貸し倒れも高くなっていくわけであつて、そんな

高い収益が得られないのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

るのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

るのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

るのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

るのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

るのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

るのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

るのではないかと、思われるわけですが、それにもかからず高い収益が得られている。恐らくそこには日本特有の、固有の文化的、社会的背景というものがあ

まで返そうという日本人的な責任感とか、借金を返さないのは恥かしい、そういう恥の文化みたいなものがある国とは違って、比較的たやすく破産する。こういう中において初めて、自由にブラ

振り返って、日本と同じような間接金融型のシステムをとっている国を見ますと、ドイツであつたりフランスであつたり、韓国、中くらいとい

るところもあるかもしれませんが、韓国であつたり、見てみると、軒並み金利規制があるところ

に思えます。日本のこうしたマーケットというものを考えていくときに、英米を参考にするというよりは、や

りむしろ、似たような間接金融型のシステムをとっているドイツ、フランスといったところを参

考にして、そういうところと比較しながら検証していくべきものではないかというふうに思

いますけれども、御所見をお伺いしたいというふうに思っています。

があたりどころで、また金利の議論というのは将来的に出てくることもあるのかと思

けれども、御参考になつていただければ、これは早稲田大学の坂野教授という、業界の

中では大変名前の売れていらっしゃる先生であるというふうにご覧いただければ、この方が

「月刊消費者信用」二〇〇六年四月号に書いておられるところによると、フランスにおいては、上

限金利というものは、千五百二十四ユーロ以下のすべての消費者ローンに対しては二〇・八五

％、千五百二十四ユーロを超える割賦ローン、リボルビングローン及び当座貸し越しに対しては

一六・二五％、千五百二十四ユーロを超えるパーソナルローン及びその他のローンに対しては九・六

だと思ひます。この中で、先般、木原稔委員より指摘があつた事項でございますけれども、若干

なところがございます。これを、今回の法改正によつて真の意味でのリアルタイムということ

に反映されて、ほかの業者がデータをみる、即座に幾ら貸しているかがその瞬間瞬間でわかる

のシステムがあつて初めて総量規制というものが実効性のあるものになるというふうに思

います。これは、先般の木原稔委員の質問に対しては、金融庁の方から、実務を踏まえて

検討していくと。確かにシステムの構築というのは大変コストがかかるものであります

が、この要件で絶対やれ、この期間で絶対にやりなさいといつてシステム業者に無理を

単純にパッチ処理でいいですよという、例えば、今この瞬間に融資を実行しようと思つてシステムをチェックしたところ、まだこの人は総量規制をオーバーしていないので実行しましたと。ところが、次にシステムが更新されるのが仮に一時の間後だったとした場合、その一時間の間に、ほかの業者の窓口と同じ人が借りに行つて、貸してくだされい。チェックすると、まだ五分前なり十分前に実行されたデータは反映されておりませんから、業者としては、チェックをして、大丈夫だろうと思つてつい貸してしまふ。しかし結果として、総額はオーバーしてしまふ。こういうことが起きる可能性がないとは言えない、こういう状況なんだろうと思ひます。こういうときに、どういふふうに対応していったらいいんだろうかなど。

例えば、一案としては、パッチ処理というものを、例えば一時間に一遍情報が更新されるというところまで認めたとすれば、融資の申し込みをしてから、恐らく今、無人機であつても審査に四十分から五十分という時間が平均的にかかっているというところでございますから、その次のデータが更新されるタイミングまで待つて融資を実行する、こういうことによつてある程度対応はできるのかなと思ひますけれども、このあたりをどういふふうにかつていらつしやるのか。あるいは、実際、リアルタイム化をするというのはそれほど、本当に業界が言うように耐えられないほどのコスト負担なのかどうか。その辺についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 御指摘のとおり、今回の改正におきましては、返済能力を超える借り入れを防ぐ過剰貸し付け規制の枠組みを導入しまして、指定信用情報機関を通じて個々の借り手の総借入残高を把握させること、これが基本的な仕組みの一つでございます。この過剰貸し付け規制の枠組みにおきましては、個々の貸金業者は、貸し付けを行った際には遅滞なく信用情報を指定信用情報機関に提供しなければならぬこととされているところでございます。

今回の改正におきましては、技術上の制約も勘案しながら、可能な限り迅速な情報の更新を求めることによりまして総量規制の実効性を確保してまいりたいと思ひます。また、今回の改正は、借り手の借入総額というものを規制するに当たりまして、これを貸し手に確認調査させるという形で行うものでございます。したがひまして、御指摘のようないろいろな問題につきましては、これに対応するための負荷といったものも考慮しながら、その上でどの辺にバーストポイントがあるかというところを探っていく必要があるかと考えております。そのための具体的な手続というものは、やはり今後、実務等も十分、その辺を踏まえながら検討していく必要があると思ひます。

また、同時に申し上げたいことは、もう一点、前回の答弁でも申し上げましたが、リボルビング契約につきましては、貸金業者に対しまして、貸し付けの状況を勘案し、または定期的に指定信用情報機関の信用情報を使用し、個々の借り手が総量規制に抵触していないかを調査する、これとともに、抵触している場合には、限度額の減額などの措置を講じることも義務づけることとしております。こういった措置によりまして、リボルビング契約につきましても、過剰貸し付けの抑止を図つてまいりたいと思ひます。

○大塚拓委員 実務的に非常に難しいところがあるというところは重々承知しておりますので、ぜひ、法の趣旨というか、改正の趣旨というものがしっかりと達成できるように検討を進めていただきたい、このように思ひます。

ここで、民主党の修正案について少し質問をさせていただきます。この修正案が、本質的に民主党の修正案ですから民主党の答弁者に対して質問したいところはあるんですけども、答弁をされないというところがございますので、部分的には自己完結型で、部分的には政府に答弁を求めるような形で進めさせていただきたいかなというふうに考えております。

この修正案が出てきたというのも非常に急な話でございます。きのうの夜、会合が終わつたところで初めてお伺ひしたものですから、ちよつとびつくりしたところではあるんですが、ほとんどの論点については自民党の党内で議論済みの点でもあるかと思ひますので、少し議論をしたいと思ひます。

まず第一の点、出資法の利息というものを利息制限法にびつたり合わせるべきではないか、こういう修正の御提案だと思ひます。ここについては、先ほど法務省の方からも若干御答弁があつたかと思ひますけれども、出資法というのは当然刑罰規定がついておるわけでございますから、刑法にまで違反するものであるというふうに認定するかどうかということについて、若干、金額刻みどおりにやるというのは少し難しい、法的な安定性を欠いているところがあるのかなという印象を持っております。

一例としては、十万円までの貸し付けであるから二〇％で貸そうと思ひている業者がいたときに、業者のコンピュータ内部のシステムトラブルが何かで、確認手続をしたんだけど正しいデータが出てこなかった、その結果うっかり、知らずに二十万円貸してしまいましたというケースが、例えば起きる可能性もあるわけですね。この場合に、システムのメンテナンスがよくできていなかったということ、業者としては善管注意義務違反、十分な過失があるということにはなるかと思ひますけれども、では、それが刑事罰に妥当するものなのかどうかというところ、私はちよつと疑問が残るのかな。恐らく業として営んでいられる者が十分な注意をなかつたということ、やはりこれは行政罰というところにとどめるべきものではないのかな。こういったことを考えますと、法的安定性という観点から、やはり出資法の金利というのは二〇％というところ一本通していくのがいいのかな、こんなふうに思ひます。

おります。

それから、第二の点でございますけれども、金利の引き下げを三年経過することなく即行すべきではないかと。これについては党内でも確かに議論がございましたけれども、結論としては、三年の経過期間というのは業者に妥協したから三年の経過期間があるというわけではないわけですね。やはり積極的な意味があるんだというふうに考えております。

当然、金融庁の方から累次御答弁がございましたように、私なりの言葉で言いかえますと、今まで借りていらっしゃるお客さん、既存の借り手というものは、では、法律が変わりました、業界の環境が変わりましたということではいきなりぱたつと融資をストップされても、恐らく生活全般が融資に依存しながら成り立つ構造になつていまして、やはり急には対応できない、ある程度生活を整理していくというのに時間が必要であらうというふうに思ひます。それが三年でいいのか、本当は五年必要なのかとか、そういう議論はあり得るのかもしれないけれども、その債務整理をするというものがなければいけない。

しかしながら、一方で、新規の多重債務者というものが高金利を存置することによつて発生していくということは極力抑えなければいけないというところもあると思ひますけれども、これについては、現下の業界を取り巻く環境を見ますと、結局、最高裁の判決が本年の一月に出ている。グレーゾーンで貸し付けを行つても、取り返されるリスクが非常に高い。恐らく、キャッシュフローという意味で、余り計算ができるキャッシュフローにない。同時に、ここに来て監査法人の方の監査スタンスというものが非常に厳しくなつてきて、貸し倒れ、貸し倒れという引き当てですね、グレーゾーンの取り返されリスクというものをかなりかた目に引き当てていくことを業界に要求している。こういう意味でいうと、会計上の利益にもならないということで、業者にとっては、新規の融資をこのグレーゾーンと言われる金利帯でや

るインセンティブというものはかなりなくなってきたらいいというふうに思います。まあ、ほとんどないと言ってもいいのかもしれませんが。

そういう中で、では、総合的に考えたときに、すぐ実施ということになると既存の債務者というものがあるというリスクがある、一方で、新規の多重債務者の発生というのは抑制される構造になっていることを考えたときに、やはり積極的な経過期間の意味というものを三年の経過を入れるというのは妥当なのではないかというふうに考えているんですが、これについて政府の方から御答弁があれば。

〔委員長退席、林田委員長代理着席〕

○山本國務大臣 大塚議員御指摘のとおりでありまして、今回の改正は現在の借り手に大きな影響を与える可能性があることを踏まえると、改正法を実施する過程におきまして考慮すべき点がある。そしてそれは、廃業に伴う貸し金の急な返済、そういったものでかえって生活に悪影響が出る、そういった事態を招かないようにすること、貸金業者の資質向上のための諸施策やシステム整備等のための時間をとることも必要だということも考え方でございます。こうした趣旨から、政府案で、上限金利引き下げや新たな過剰貸し付け規制の導入まで、公布からおおむね三年の準備期間を設けることとしております。

このような現在の貸金業者の利用者の方々の利便性等を考慮すれば、先ほど御提案がありましたように、三年間の準備期間を設けない案につきましては適当ではないというふうに考えております。

○大塚(拓)委員 第三点目の修正の御提案である、無人機による貸し付けを制限していくという点についてでございますけれども、よく誤解があるのは、無人機という自動的機械が対応しているんじゃないかという誤解が一般にはあるかと思えますけれども、これはそういうものではない。無人機の向こう側には実際には人がいる、リ

モートでどこか遠いところで実際の人間が対応している。当然、書類なんかについても無人機を通してしっかりチェックができるというものでございます。

こういうことを考えたときに、無人機があるから安易に貸し出しを起すという因果関係はないんだらうと思うんですね。貸し手側が無人機であるがゆえに審査が緩くなる、こういう因果関係ではないんだらう。恐らく、借り手側に対して心理的なハードルを下げる、そういうビジネスモデルだと思っております。そういう意味は私も非常によく理解しております。そういう意味は私も非常に、同時に、もう一つ考えた方がいいかなと思うのは、これは業者にとつて非常に有効なコストの削減ツールでもあるということがありと思うわけでございます。

今回の規制で業界の収益環境も非常に厳しくなっていくところでございますけれども、こういう中で、そのままだと厳しい収益状況がそのまま借り手の方にコストとしてオンされるかもしれないというところもある。そこについて、このタイミングでこのツールを禁止という方向で防いでいくのがいいのか。あるいは、例えば今は立地上の問題なんかいろいろあると思うんですね、パチンコ屋さんの隣に無人機が置いてある。これは明らかに健全な資金需要というものを対象にしている立地であつて、これは健全な業界だったから、自主的にそんなところにやるものじゃないという良識が働くべきものだと思うわけです。

こうした立地とか、直接無人機とは関係ない、審査のスタンス、どういうニーズでお金を出すのか、そういうところを、今回、貸金業協会が認可法人になっていくということ、自主規制についてある程度政府側からもいろいろな指針を示すことができることになっておると思えますけれども、そういう自主規制の中でそういった部分をやっていくという方がむしろいいのではないかなというふうに考えておるところでございますけれども、いかがでございましょうか。

○渡辺(喜)副大臣 実務的に大変鋭い御指摘をいただいていると思いますが、神田金融ツアードで先方も勉強されたと思いますが、無人機の審査と対面審査と、確認していることは同じことなんですね。運転免許証をスキャナーで読み込んで、年収も聞けば、職業、家族構成、それから持ち家なのか賃貸なのか、住宅ローンはあるのかないのか、ほかの借金はあるんですかどうですか、そういうことはきちんと確認をしているわけでありまして。したがって、借り過ぎという現象、これをひっくり返すと貸し過ぎになるわけですから、今回の法案では、貸し過ぎ予防、貸し過ぎにたがをはめるといふことで総量規制を導入しているわけでありまして。

いずれにしても、こういった無担保、無保証融資のスコアリングモデルがまだ十分なものではありません。より精緻なスコアリングモデルを構築してくれば、もっと安い金利で借りられる人たちが実はたくさんいると思うんですよ。そういう人たちが二〇%を超えた金利で相変わらず借りなきゃいけないというところが問題ではなからうかと思っております。

○大塚(拓)委員 ありがとうございます。

若干時間が差し迫ってまいりましたので、あと二点、ちょっと自己完結で行かせていただきたいと思うわけでございますけれども、NPOバンクについて、昨日、私も参考人質疑を聞きまして、やはりそういう活動をしている方々には何とか頑張っていたきたいな、これは何とかできないものだらうかというふうに感じるところでございます。

恐らく、実務的には内閣府令ベースで、ある程度そういうところを認めていくことはできるんだらうと思えますけれども、御高承のように、それが大きな穴になって法の潜脱になってはいけません、ここが極めて重要でございますので、NPOバンクを守つてすべてのやみ金業者が大喜びということになってはいけないという意味で、これは何とか前向きな方向で、金融庁の方にも慎重に吟味をしていただければな、こういうふうにお願いをさせていただきます。

それからもう一点、第五点の見直しについて、施行後一年のところで見直しというのが、一年たつたときに、結構大改正でございますので業界の環境ががらりと変わつて、その効果というのが見えてくるのにちよつと一年で足りるのかな、もう少し時間を置いてから見ないといけないのではないかな、こんなふうな見解を持っております。

ちよつと時間が来てしまいましたので、過渡期特有の一過性の問題として、これから法律が施行されて、本来であれば数年後に破綻するかもしれない人々が前倒しでやや債務整理に追い込まれるといったようなケースも出てくるかと思ひますが、ここで荒療ぎをしようというやみ金業者を決して許してはいけないということで、警察の方に、ぜひ取り締まりを抜本的に強化していただきたいということをお願いして、御質問しようと思ひましたが、触れてお願いをさせていただきます。

最後に一点だけ。金融庁の方で、自主規制ルールというところで、多重債務者が貸し金から借りるときに、相談先を知らないで借りてしまつて、そのままやみ金に手をつけてというケースが多いと思ひますけれども、貸金業界に、貸すときに窓口でカウンセリング、相談先のリストみたいなものを手渡すというように自主規制させるといふこともあるのではないかと思います、その点だけお伺いしたいと思います。

〔林田委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺(喜)副大臣 自主規制ルールは、まさにこれからつくるべきものでございますが、こういった制度設計を行った背景は、まさに今、大塚先生が御指摘のような、いろいろな問題点について、業界の自主規制について金融庁が認可をするというところでグリップをかけるわけですね。したがって、一般的監督権限が認可法人たる貸金業協会に及ぶわけでございますが、すべてこれらは借り手保護の必要性というところから出るわけであ

ございます。

いずれにしても、御指摘いただいたような実務的な観点には十分に注意を払っていきたいと考えております。

○大塚(拓)委員 時間ですので、終わります。

ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 公明党の谷口隆義でございます。

審議中の本法案について質問をさせていただきます。今回のこの法案は、最近起こっております多重債務、今までも出ておりましたが、このような多重債務の問題の抜本的な解決を行わなきゃいかぬということでこの法案が出てまいったわけですが、資料の中にも入っておりますが、多重債務問題の現状を申し上げますと、資料の中にも入っておりますけれども、全国信用情報センター連合会の調べによりますと、約一千四百万人の消費者金融利用者のうち、一九・一％に当たる約二百六十八万人が三ヶ月以上延滞しておる、また、五社以上から借り入れのある利用者が約二百二十九万人に達しておるというような、大変多重債務者がふえてまいりまして、それによる社会的な問題もこのところ出てきておるわけでありまして、

そこで、私も申し上げたいことがあるわけでありまして、今まで私自身もこの議員立法にかかわってまいりまして、平成十一年の議員立法、改正の折には、商工ローンの問題がありまして、四〇・〇〇四％を二九・二％に引き下げた、このときにかかわっておったわけでありまして、

先ほど、聞いておりますと、なぜ議員立法で、今回は閣法なのかというような質問があったわけでありまして、やはり議員立法というのは、やろうと思えば大きな法体系でできるんだらうと思っております。ところが、一般的に議員立法をやる場合には、対症療法的、ここが悪いからこの法案のこの部分を改正しようとか、非常に大きな範囲の問題ではなくて、極めて局地的な法案だ、こういう場合には、法制局の力をかりて法律をつくる

といったようなことがあつたわけでありまして。そういう意味で、社会的な問題がありまして、今までの議員立法でそういう改正のしぶりを続けてまいったわけでありまして、今回、政府提案、閣法で行われるということに、私、大変評価をするものであります。

先ほどから出てまいりましたけれども、従来は行為規制であつた、これが今回は業法に変わったというふうなことをおっしゃっておられたわけでありまして。

従来から、貸金業者、消費者ローン業者、これはいわば社会的に非常に認知されておらない業界ですから、大手の会社にお勤めの方がサラ金から金を借りたということがわかつただけで、もういろいろな問題が起きてくる、こういうふうなことがあるわけでありまして。しかし一方で、先ほど申し上げましたように、消費者ローン、消費者金融利用者が約一千四百万人いらっしゃる、登録ベースでいうと二千万人以上はおられるという現状を見ていく必要があるんだらうと思ふんです。そういう社会的に認知が非常に低いものですから、いわば金融業界全体の中の一つのエリアだという感覚がなかつたんだらうと思ふんです。

ですから、銀行だとか信用金庫、信用組合だとか、また生損保だとかいうようなところは、もうしっかりと管理しておりますから、こういう社会的な問題を起さずと、これはだめだ、こういうことになるわけですね。ところが、そのあたりが、大きな意味での金融業界の中に入つておらなかつたということでありましたので、社会的にもいろいろな問題が生じたというところがあつたんだらうと思ふわけでありまして。

それで、今回のこの法案の与党の考え方を見ますと、銀行や信販も含めた我が国の適切かつ合理的な信用供与の体制の整備を引き続き求めていく必要があるが、今回の改革により、貸金業者がその重要な一翼を担うように適正化されることを促すものである、こういうような与党の考え方が出ておりますし、今回、貸金業の規制等に関する法

律の題名を、先ほども申し上げましたように、貸金業法ということに改めるとともに、目的規定を、貸金業が我が国の経済社会において果たすべき役割にかんがみということを加えた。

私は、貸金業の味方になるわけではなくありません。ところが、いわばこれを今まで金融業界全体の中で見てこなかつたというような状況が社会的に大きな問題を惹起したというところがあるんだらうと思ふわけでありまして。そういう意味では、今回のこの法案が、ある意味で金融業界の包括的なあり方を促進し、行政対応を金融業界一体としてとらえるといったような考え方のもとでできたとは私は理解しております。ところが、このように思ふにつくましまして、御所見をお伺いしたいと思ひます。

○山本國務大臣 御指摘のとおり、貸金業者が消費者金融市場の重要な担い手としてきちんと位置づけられるとともに、健全な競争の促進を通じてリスクに応じた金利が設定されて、市場メカニズムが十分に機能する消費者金融市場を目指しているものと考えております。

特に、参入規制におきましては、法令遵守のための助言指導を行う貸金業務取扱主任者について資格試験を導入して、合格者を営業所ごとに配置するということを求めていますし、貸金業協会は認可法人として位置づけしております。また、都道府県ごとに支部設置も義務づけしております。さらに、今までは登録取り消しと業務停止だけでありましたが、業務改善命令を導入しております。またさらには、貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づけておまして、そんなことから考えますと、適切な業界指導の面も加わっており、規制から貸金業法としたことは適切な措置であつたというように思っております。

○谷口(隆)委員 今回の法律のポイントを見ますと、貸金業の適正化ということで四点にわたつて書いてあるわけでありまして、貸金業の参入条件を厳格化する、要するに財政的基盤のないものは

だめだということを言つてしまふ。あとは、貸金業協会の自主規制機能を強化する、おっしゃつたように自主規制してもらふ。行為規制も強化をする、今までみだないないかげんなことは許さない。また、業務改善命令を導入して、今まで登録抹消であるとか業務停止があつたわけでありまして、業務改善命令を導入される、今大臣がおっしゃつたとおりであります。

こういうことをやって、もう免許のないような中途半端な営業をしておられるところはやめてもらふ、しっかりとやっておられるところはしっかりと目を光らせてやっていく。先ほども申し上げましたように、広い意味では、金融業界全体の中での存在感を位置づけてやるというようなところの意味づけもあるんだらうと思ふんです。

大臣、さつきちよつとこのことについては言及されておられないわけですが、広い意味での金融業界の中の一つ、部分なんだ、金融業界を構成するようなものに今回の法案の一つの意味合いがあるんだということを述べただけであればというように思ふわけでございます。

○山本國務大臣 そのとおりでありまして、広い意味での金融業界の健全化にもつながつていく大事な法律だということに思つております。

○谷口(隆)委員 それで、やはり社会的な問題を起すようなところは、これはもうとてもじゃないけれどもだめだ、認めないという強い姿勢でやつていかなきゃなりません。

ですから、金利の問題もそうでありまして、いろいろな問題がこの法案で出ておるわけでありまして。過剰貸し付けをやめさせるとか、金利体系を適正化するとか、やみ金融対策を強化するとか、多重債務問題に対する政府を挙げた取り組みをするとか、こういうようなことをやって、従来の、何をしているかわからない、いわばですよ、そういうような業界じゃなくて、しっかりと目を光らせていくということが重要だと私は思ふわけでありまして。

そのことについて言及させていただきますと、

日本の金利体系というのが、金融機関で、今非常に低金利でありますから与信で大体5%を超えるようなところは余りないと思うんですね、5%ぐらいのところではゆる銀行と呼ばれるところが融資している。あとは、この貸金業界のところは20%台の後半の融資をしている。ちょうど真ん中がぽこっと抜けているわけですね。いわばフタコブラクダ、こういうように言われますけれども、空白の金利地帯というのがあるわけですね。それは、金融業界全体を考えた場合に、いわばいろいろな考え方があろうと思いますが、リスクとリターンというところがありますから、当然回収が困難だということは高い金利を負担していただくということはやむを得ないだろうと思うんですね。

きのうの参考人を聞いておりましたら、ことしノーベル賞を受賞したグラミン銀行と同じようなNPOの方がいらつしやいましたが、ノーベル賞を受賞したグラミン銀行は20%から25%の高金利であるが、融資後も生活指導をするなどして、村落女性の自立を促して貧困救済に貢献しておる、制度上の工夫があれば必ずしも公営または低利でなくても運営できるんだと言っているわけですね。

その辺のことも含めて、多重債務で悩んでおられるような方を救済していかなくやいけませんし、きめの細かい対応をしていく必要があるんだろうと思うんですね。このような金利の空白地帯について一体どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○渡辺(喜)副大臣 谷口先生御指摘のように、日本の金利体系が大変いびつであるということに、我々余りにも目を向けな過ぎたのではないかと、思うんですね。やはり今回の法改正をきっかけとして正しい金利競争が起こってくるべきだろうと我々も考えております。

スコアリングモデル融資というのが恐らくもつと活発になっていくだろうと思うんですが、残念ながら、まだ精緻なスコアリングモデルができ

ていないだろうと思うんです。したがって、銀行業界の方も非常に二の足を踏んでいますし、10%前後ぐらいのキャッシングが非常にまだ不活発ではなからうかと思っています。

一方、上限金利にべりつについてビジネスモデルを構築してきた金融業界の方も、やはり今回の法改正はかなり厳しいものでございますから、きちっと利息制限法の範囲内でビジネスが可能となるようなスコアリングモデルを一日も早く開発してもらいたいと思うんですね。そういうことによって、全く真空地帯であったミドルリスクの金融が日本では活発になっていくものと思います。

なお、日本でこういったリスクに見合ったプレミアム、リスクプレミアムをつけるということが言われているが活発になってこなかった大きな理由の一つは、やはりデフレだったと思います。デフレの中で、日銀がじゃぶじゃぶお金を供給し続けてきているわけですが、残念ながらリスクに見合ったプレミアムをつけるという競争がデフレ下では非常にやりにくい。そんなことをしたら中小企業もつぶれちゃう、こういう背景もあったと存じます。

○谷口(隆)委員 ですから、申し上げたように、そんなに高い金利を払わなくても、空白地帯を埋めるような与信があればいいというようなことも考えられるわけでありまして、渡辺副大臣がおっしゃるようによび進めていただきたいと思っています。

その次に、過剰貸し付けの抑制ということですが、これは指定信用情報機関の制度の創設ということと、総量規制の導入ということの二つから成っております。これは先ほども質問に出ておりましたが、多重債務を防ぐ、または過剰貸し付けを防ぐということの最大のポイントは、貸し付け情報を全件リアルタイムで登録して、残高情報の交流を行っておるような情報機関を業者が利用することを義務づけるということが最大の眼目であります。

この前提ができない限り、今おっしゃっている

ことができないわけでございますので、これは非常に重要なことで、しかし現状は、今我が国では複数の信用情報機関が業態別に分立しております。それぞれ情報がばらばらに登録されてきて情報交流も不十分である、利用者の債務の状況が正確に把握できないというところがあります。私は、この前提がそろわないと、この法案そのものが生きてこないところがあると思います。

それで、先ほどのお配りいただきました民主党と共産党との共同提出法案で見ますと、先ほど出ておりましたが、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」というようなことであります。私は、システムの構築が前提であるならば、そのような期間は当然かかるだろうと思うんです。

それで、いろいろなことがあるだろうと思いますが、一番優先すべきは、パーフェクトにこのような信用情報機関の交流が行われるということがまずは非常に重要なことであるので、ここではやはり、この民主党、共産党の出していられつや考え方は、私はちよつと同意できないなところがあるわけでありまして。

また、それともう一つは、信用情報が行き交うわけでありまして、個人情報、これは日弁連でおっしゃっているわけですが、個人情報の利用におけるプライバシーの保護と適正な利用を確保する観点から、個人情報情報を対象とする特別法を制定し、厳格な運用が必要であるというように、個人情報の保護、管理を強くおっしゃっておるわけでありまして。

このような状況の中で、今進められようとしております信用情報機関の交流の具体的な行われぶりを、今わかっている範囲内で結構でありますけれども、すべての貸金業者が同じレベルでの情報とれるかといったような方法は一体どういうような方法なのかということ、プライバシーの保護といった観点でこれをどのようにお考えなのか、この二つについてお伺いをいたしたいと思いま

す。

○渡辺(喜)副大臣 まさに、現代の金融というのは、半分以上情報処理の問題でもありますし、また、こうした総量規制をかけていくということになれば、個人情報の保護という問題が出てくるわけでありまして。

谷口先生御案内のように、全情連は指定情報機関としてもう既に手を挙げております。リアルタイム更新、先ほど御議論ありましたように、これをどこまで精緻化するかということも考えていかなければなりません。今、月一更新でやっています信販会社系のCICも指定情報機関に名乗りを上げていますので、とりあえず、こうした複数の指定情報機関が相互にホワイト情報、ブラック情報、両方を交換できる、そういう仕組みを今のところは考えております。

先生御指摘のように、こうしたITシステムのバージョンアップを図ろうと思えば、これは三カ月や半年でできる代物ではないんですね。したがって、法改正が行われ、当然、法改正に伴う、これは抜本改正でありますから、そのもとの政省令の整備を行わなければなりません。大体これに普通だったら一年ぐらいはかかるだろうと思

ね。

こうした制度ができて初めて、じゃ、その制度に合わせたITシステムの設計から始まって、システムの構築ということになるわけでありまして、から、恐らく、三年といたっても、もう前倒しで、政省令がどうなるかを横目でにらみながらITシステムの設計に取りかからないと、これは間に合わないと思うんですね。

したがって、当初の案では五年間という期間も考えていたのですが、それではもう間延びし過ぎたということで三年になっているわけでございます。実は、信用収縮の問題と同時に、実務上はこうしたITシステムのバージョンアップというところも大変な論点の一つなのでござい

ます。

題、また、今回はまだ手を挙げておりません全銀協あるいはその他の物販系の信用情報機関の問題もあわせて、今後の課題として真剣に取り組んできたいと考えております。

○谷口(隆)委員 その次に、カウンセリング体制についても言及されておられるわけですが、やはり借り手もいろいろいらっしゃるわけですね。消費者ローンのところで借りておられる借り入れ理由を見ますと、第一位が、住宅ローンまた自動車ローン以外の借金の返済、また、二番目が収入の減少、三番目が低収入、四番目は事業資金の補てん、こういう本当に切実な借り入れ以外にも、ギャンブルの借り入れであったり、いろいろな借り入れの方がいらっしゃる。そういうような方、いわば思慮のない借り入れ行動も多重債務になる原因になるわけであります。問題の起こる前に、具体的に、与信審査などの適切なタイミングを見計らってカウンセリングしてやるということが非常に重要な点だと思っております。

今回のこの法案では、貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合、カウンセリング機関を紹介するように努めなければならないと十二条の八でなっておりますわけですが、これは、いわゆる努力規定になっているわけですね。このようなことで果たして効果が期待できるのかということがあるわけでありまして、まず初めにこのことについて伺いたいと思います。

○山本國務大臣 谷口議員御承知おきのとおり、カウンセリングのインフラというものがまだ十分ではございません。特に、債務整理と家計管理指導、この両方を組み合わせたカウンセリングが提供できる機関がほとんどございません。したがって、貸金業者にカウンセリング機関を紹介する努力義務を課したところでございます。

改正後は、この規定の趣旨を踏まえまして、貸金業者がカウンセリングを必要とする借り手に対して適切にカウンセリング機関を紹介することを期待しております。もとより、既存のカウンセリ

ング機関の充実あるいは関係機関の間のネットワークの構築、そういったものも重要と考えているところでございます。

○谷口(隆)委員 本当に、このカウンセリング体制がきかないと、それこそもう自殺に追いやられてしまうという人たちがたくさんおられるわけでありまして、これが実態的に意味のあるような体制をぜひしていただきたいと思っております。

それで今、山本大臣は再チャレンジ担当ということでもおられるわけでありまして、今回の多重債務者が、自殺の道を歩むというようなことのないように、再び歩んでいただくためには、方向は同じなんだろうと思っております。先ほど申し上げましたように、借り入れ理由は非常に深刻な理由があります。借金の返済のために借り入れをするというように、この再チャレンジということとを念頭に入れますと、例えば職業あつせんとか職業訓練とセットで融資をするとか、このようなことをして再チャレンジにつなげていくといったような具体的な方法もあるだろうと思っております。

今大臣の考えていらっしゃるようなこと、このような多重債務者の方が立ち直るためにどのような方法があるのかということ、ちょっとお考えをお伺いしたいと思っております。

○山本國務大臣 おっしゃるとおりでありまして、今後、内閣官房に設置される予定の多重債務者対策本部におきましては、関係省庁が連携して議論を行って具体的な方策が生み出されるだろうと期待をしております。

その点、多重債務者約二百三十万人、その人たちが、債務整理が終わって、破産手続やあるいは民事再生、特定調停、そういったものを経過した後に頑張っていただかなくやります。けれども、たちまちには生活費の支援があります。そして、生活費の支援で精神的に安定したのだらうと思っております。そのとき想起されるのは、先生が

御指摘されましたグラミン銀行などのような日本版、特にマイクロクレジットの民間版というもの、を非常に強い期待感で見ているわけでございます。

現実に、先週、足立区のカウンセリング実態を見に行きますと、六十名ほどの生活保護世帯の方々にカウンセリングしたところ、四十世帯ぐらゐが自立できたというような実績もありまして、そんなことを考えましたときに、再チャレンジの部面であるべきことが山積しているというように思っております。

○谷口(隆)委員 今大臣がおっしゃったように、グラミン銀行の現代版みたいなものと考えているというように、グラミン銀行というのは、一人一人の目が見えるところできちんと融資後もチェックしているのだから、こういうようなことを合せている、こういうようなことなんです。

だから、なかなかそれは難しいのです。融資をする際に、要するに、この方は非常にハイリスクでなかなか難しいなといったような方も、就職も今やつていらつしやらないといったときには就職の世話も含めたような、私が申し上げたようなことも含めた、そういう一つの、パターン化するという頭の中、今考えていらつしやるのだらうと思っております。今おっしゃったよりも一歩入った具体的なことを考えておられるようだったらおっしゃっていただきたいのですが、大体今……(山本國務大臣「今の」と呼ぶ)そんな感じですか。

この法案も、そんなに長くはないところでの国会の中で成立しますと施行されるわけでありまして、ぜひそういうことも、根底のところから多重債務者を出さないということで、そういう目標でやっていただきたいというふうに思う次第であります。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。と思っております。

○伊藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十三分散会

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第十二条の次に節名及び七条を加える改正規定中「七条」を「九条」に改め、第十二条の八を第十二条の十とし、第十二条の七の次に次の二条を加える。

(利息、保証料等に係る制限等)

第十二条の八 貸金業者は、その利息(みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。)が利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第一条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。)のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

一 公租公課の支払に充てられるべきもの
二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手續の費用その他公の機関が行う手續に關してその機関に支払うべきもの
三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限る。)

3 貸金業者は、利息制限法第九条各項に規定する利息の契約であつて、その利息(同条第

一項に規定する利息の契約に該当する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息。次項後段において同じ。が当該各項に規定する金額を超えるものを締結してはならない。

4 貸金業者は、利息制限法第一条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

5 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、債務履行担保措置(当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証、保険その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る契約(当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額が当該金銭の額と利息制限法第八条第一項に規定する保証料の額とみなして同条の規定を適用したときに同条の規定により無効とされることとなる部分を含むものに限り)を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

6 貸金業者は、貸付けに係る契約について、業として保証を行う者(以下「保証業者」という。)と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により次に掲げる事項を確認しなければならぬ。

一 当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無
二 前号の保証料に係る契約を締結する場合
には、当該保証料の額
7 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による確認に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

8 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、保証料に係る契約(締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるもの)に該当するものに限り)を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

9 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。)を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の金額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものに当たるときは、当該根保証契約を締結してはならない。

10 金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該契約につき更新(媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為として内閣府令で定めるものを含む。)があつたときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払を要求してはならない。

11 金銭の貸借の媒介を行う貸金業者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。
(金銭の貸付けに用いるカードの発行に係る制限)

第十二条の九 貸金業者は、現金自動支払機その他の機械による金銭の貸付けに用いるカードを資金需要者である顧客に発行する場合(再発行の場合を除き、発行の申込みの時にその場で発行する場合に限る)には、営業所

又は事務所において当該顧客と対面する方法により行わなければならない。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第十四条第一号の改正規定中「中」表示するもの」の下に「(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)」を加えるを、次のように改めるに改め、同法第十五条第一項の改正規定の前に次のように加える。

一 貸付けの利率(利息及び第十二条の八第二項に規定するみなし利息の総額(一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。)を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))を百分率で表示するもの(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。

第十四条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。
第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第十五条第一項の改正規定中「もの」を削り「の下に」同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号としを加える。
第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第十六条の次に二条を加える改正規定のうち第十六条

の二第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第二項中「、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法昭和二十九年法律第百号)第三号の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には」を削る。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第十七条第一項の改正規定中「削り」の下に「、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし」を加え、同条第二項の改正規定中同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第十八条に三項を加える改正規定のうち第六項中「当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。」を削り、第七項中「、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には」を削る。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第十八条に二項を加える改正規定のうち第三項中「当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。」を削り、第四項中「、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には」を削る。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第二十條の改正規定中同条第一項を削り、同条第二項中「特定公正証書」の下に「(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条

第四項を同条第三項とする。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第二十四條の二第一項の改正規定中「第二十四條の二第一項中」の下に「業として保証を行う者以下「保証業者」という。」を「保証業者」に「を加える。」

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第二十四條の六の改正規定中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第二十一條及び」を「第二十一條並びに」に、「及び第二十一條」を「並びに第二十一條」に改める。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第四十二條の改正規定のうち同条第二項中「第五條第四項から第七項まで」を「第五條の四第一項から第四項まで」に改める。

第二条中貸金業の規制等に関する法律第四十三條の改正規定を次のように改める。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第四十八條第四号の次に一号を加える改正規定中「から第三項まで」を「又は第二項」に改める。

第二条のうち貸金業の規制等に関する法律第四十八條第五号の改正規定中「第二十二條第四項」を「第二十三條第三項」に改める。

第三条のうち貸金業法第六條第一項第十四号の改正規定中「有しない者」を「有しない者」に改め、「満たない者」の下に「公益の増進に寄与すること」を目的として内閣府令で定める貸付けの利率を超えない利率による貸付けの事業を行う営利を目的とし法人であつて政令で定めるもの（その行う貸付けの事業が内閣府令で定める小規模なものである法人に限る。第十五條第一項第三号において「特定非営利貸付事業者」という。）その他を加える。

第三条中貸金業法第十三條に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

第十五條第一項第三号中「前二號」を「前三號」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 特定非営利貸付事業者である場合にあつては、その旨

第四条中貸金業法第十二條の八を第十二條の九とし、第十二條の七の次に一條を加える改正規定を削る。

第四条中貸金業法第十四條第一号の改正規定を削る。

第四条のうち貸金業法第十四條第四号の改正規定及び同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする改正規定中「改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする」を「改める」に改める。

第四条中貸金業法第十五條第一項第三号を削る改正規定、同項第四号の改正規定及び同号を同項第三号とする改正規定を削る。

第四条中貸金業法第十七條第一項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とする改正規定を削る。

第四条中貸金業法第十七條第二項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする改正規定を削る。

第四条のうち貸金業法第十七條第六項の改正規定及び同条第七項の改正規定中「（当該契約で定める利息の額が利息制限法第一條第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）」を削り、「及び」「貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一條第一項に定める利息の制限額を超えない場合には」を削り、「を削る。」

第四条中貸金業法第十八條の改正規定、第二十二條第一項の改正規定及び同条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする改正規定を削る。

第四条のうち貸金業法第二十四條の二第一項の改正規定中「業として保証を行う者以下「保証業者」という。」を「保証業者」に「を削る。」

第四条中貸金業法第二十四條の六の改正規定、第四十二條第二項の改正規定及び第四十三條を削り、第四十四條を第四十三條とし、第四十四條の

二を第四十四條とし、第四十四條の三を第四十四條の二とする改正規定を削る。

第四条のうち貸金業法第四十四條の四の改正規定及び同条を第四十四條の三とする改正規定中「改め、同条を第四十四條の三とする」を「改める」に改める。

第四条中貸金業法第四十四條の五を第四十四條の四とする改正規定及び第四十六條第二項の改正規定を削る。

第四条のうち貸金業法第四十八條第一項第三号の二の改正規定、同項第四号の二の改正規定、同項第五号の改正規定及び同項第十号の改正規定中「改め、同項第四号の二中「第二十二條第一項から第三項まで」を「第二十二條第一項又は第二項」に改め、同項第五号中「第二十二條第四項」を「第二十二條第三項」に改め、同項第十号中「第四十四條の五第一項」を「第四十四條の四第一項」に削る。」

第五条のうち利息制限法本則に一章を加える改正規定のうち第七條第一項中「年二割」を「第一條各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合」に改める。

第七條のうち出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項の改正規定中「年二十パーセント」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合」に、「同条第四項から第七項までを削る」を「同項に次の各号を加える」に改め、同法第五條の次に三條を加える改正規定の前に次のように加える。

一 元本の額が十万円未満の場合 年二十パーセント
二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年十八パーセント
三 元本の額が百万円以上の場合 年十五パーセント

第五条第四項を次のように改める。
4 次の各号に掲げる利息に関する第二項の規定の適用については、当該各号に定める額を同条に規定する元本の額とみなす。
一 金銭の貸付けを行う者が業として金銭の

貸付けを行う場合において、既に金銭の貸付けを行つてゐる者に重ねて金銭の貸付けをしたときの利息 当該既に貸し付けている債権の残元本の額と当該貸付けの元本の額との合計額

二 金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、同時に二以上の貸付けをしたときの利息 当該二以上の貸付けの元本の額の合計額

第五條第五項から第七項までを削る。

第七條のうち出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條の次に三條を加える改正規定のうち第五條の二第一項中「年二十パーセント」を「（前条第四項の規定の適用がある場合に於ては、同項の規定により元本の額とみなされる金額）に応じた同条第二項各号に定める割合（以下この条及び次条において「法定上限利率」という。）に改め、同条第二項第二号及び第三項第二号中「年十パーセント」を「法定上限利率の二分の一の割合」に改める。

第七條のうち出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條の次に三條を加える改正規定のうち第五條の三第一項中「年二十パーセント」を「法定上限利率」に改め、同条第二項中「年十パーセント」を「法定上限利率」に改め、同項第二号中「年十パーセント」を「法定上限利率の二分の一の割合」に改め、同条第三項中「年二十パーセント」を「法定上限利率」に改め、同項第二号中「年十パーセント」を「法定上限利率の二分の一の割合」に改める。

附則第一條第一号中「附則第六十六條を「附則第六十一條」に改め、同条第二号中「附則第二十九條第二項、第三十條から第三十二條まで及び第三十四條」を「附則第二十七條第二項、第二十八條から第三十條まで及び第三十二條」に改め、同条第三号中「第四十條、第四十二條及び第六十五條」を「第三十八條、第四十條及び第六十條」に改め、同条第四号中、第五條、第七條及び第八條を削り、「第二十八條まで、第二十九條第三項、第三

第十五条、第三十八条、第四十六条、第四十七条及び第五十一条から第五十三条までを「第二十三条まで及び第三十六条に改め、同条第五号中「附則第五十五条」を「附則第五十条」に、「附則第五十六条を「附則第五十一条に改め、同条第六号中「附則第五十五条」を「附則第五十条」に、「第四号に定める日」を「施行日」に改める。

附則第三条中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「同条第一項各号に掲げる契約又は同条第二項若しくは第三項」を「同条第一項又は第二項」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 施行日前に締結した貸付けに係る契約（新貸金業法第二条第七項に規定する極度方式基本契約に相当する貸付けに係る契約を除く。）及び当該契約に係る保証契約に基づく旧貸金業規制法第四十三条第一項及び第二項に規定する超過部分の支払並びに同条第三項に規定する支払については、なお従前の例による。

附則第十八条中「、第十七条及び第十八条」を「及び第十七条」に改める。

附則第十九条を削り、附則第二十条を附則第十九条とし、附則第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二十五条を削る。

附則第二十六条中「第四号施行日」を「施行日」に改め、同条を附則第二十四条とする。

附則第二十七条中「第四号施行日」を「施行日」に改め、同条を附則第二十五条とする。

附則第二十八条中「第四号施行日」を「施行日」に改め、同条を附則第二十六条とする。

附則第二十九条第二項及び第三項中「第四号施行日」を「施行日」に改め、同条を附則第二十七条とし、附則第三十条を附則第二十八条とする。

附則第三十一条第二項中「附則第一条第四号に掲げる規定の施行」を「施行日」に改め、同条を附則第二十九条とし、附則第三十二条から附則第三十四条までを二条ずつ繰り上げる。

附則第三十五条のうち質屋営業法第三十六条第

一項の改正規定中「二十パーセント」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同条を附則第三十三条とし、附則第三十六条から附則第四十二条までを二条ずつ繰り上げる。

附則第四十三条を削り、附則第四十四条を附則第四十一条とする。

附則第四十五条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律別表第三十四号の改正規定の前に次のように加える。

第九条第六号を次のように改める。

六 次に掲げる債務について、債務者に対し、その履行を要求すること。

イ 金銭を目的とする消費貸借（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借（以下この号において単に「営業的金銭消費貸借」という。）を除く。）上の債務であつて同法第一条に定める利息の制限額を超える利息（同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。）の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの

ロ 営業的金銭消費貸借上の債務であつて利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息（同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。）若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの

ハ 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合における保証料（利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号にお

いて同じ。）の支払の債務であつて当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの

附則第四十五条を附則第四十二条とする。

附則第四十六条を削る。

附則第四十七条中「第四号施行日」を「施行日」に改め、同条を附則第四十三条とし、附則第四十八条を附則第四十四条とし、附則第四十九条を附則第四十五条とする。

附則第五十条のうち債権管理回収業に関する特別措置法第二条第一項第一号、第五条第七号ホ及び第十八条第六項の改正規定中「、第五条第七号ホ及び第十八条第六項」を「及び第五条第七号ホ」に改め、附則第五十条に次のように加える。

第十八条第五項を次のように改める。

5 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、当該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

一 金銭を目的とする消費貸借（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借（以下この項において単に「営業的金銭消費貸借」という。）を除く。）上の債務であつて、同法第一条に定める利息の制限額を超える利息（同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。）の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの、その制限額を超える利息又は賠償額

二 営業的金銭消費貸借上の債務であつて、利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息（同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。）若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその

の不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの、その制限額を超える利息又は賠償額

三 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合における保証料（利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。）の支払の債務であつて、当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの、その上限額を超える保証料

第十八条第六項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附則第五十条を附則第四十六条とする。

附則第五十一条を削る。

附則第五十二条中「第四号施行日」を「施行日」に改め、同条を附則第四十七条とし、附則第五十三条から附則第六十六条までを五条ずつ繰り上げる。

附則第六十七条を次のように改める。

（見直し）

第六十七条 貸金業制度については、この法律の施行後一年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、資金需要者への資金の融通を図るための仕組みの充実及び金利の規制の在り方を含め、その全般に關して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。

附則第六十七条を附則第六十二条とする。

財務金融委員会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤 正
一 一 一 招集日 招集日

平成十八年十二月十一日印刷

平成十八年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇